

第3章 特定産業廃棄物に起因する支障除去等事業の内容に関する事項

1 特定支障除去等事業の実施に関する計画

(1) 汚染地下水の拡散防止

【一次対策】

① 原因廃棄物等の掘削除去

掘削は、浸透水が存在しない範囲の深さとし、バックホウによるオープン掘削としている。
掘削量および掘削期間、日掘削量は以下のとおりとする。

- ・掘削量：約 10,000m³
- ・全体工事期間：約 7 ヶ月
- ・掘削期間：約 4 ヶ月（準備工の期間を含む）
- ・日掘削量：平均 130m³/日程度

また、掘削期間中は、周辺環境保全および作業環境保全のための対策として、キャッピング、仮囲い、ガス対策設備、臭気対策設備等の設置および保護具等による安全管理を行う。また、掘削時にドラム缶等が破損しないよう補助員をつけて慎重に掘削するとともに、万が一破損した場合に状況に応じた措置が迅速に講じられるよう作業員の安全教育を徹底する等、適切に緊急措置が講じられる体制を整備している。

なお、図2-15に示した掘削除去範囲 4 箇所の箇所別掘削量は表3-1のとおりである。

表 3-1 掘削量の内訳（図 2-14 参照）

番号	原因廃棄物等	掘削量 (m ³)	掘削量の根拠 (掘削法面勾配 1 : 1)
①	特管相当物 (VOCs)	600	・試掘およびボーリング調査により、掘削深 3m、底面積 10m×10m として算出
②	ドラム缶等	900	・EM探査結果により、底面積 5m×10m として算出 ・掘削深 5m は元従業員証言による
③-1	特管相当物 (医療系廃棄物)	400	・ボーリング調査により、掘削深 3m、底面積 10m×10m として算出
③-2	ドラム缶等	5,800	・EM探査、試掘およびボーリング調査により、底面積 1,000 m ² として算出 ・掘削深 5m は元従業員証言による
④	ドラム缶等	2,300	・EM探査結果により、底面積 320 m ² として算出 ・掘削深 5m は元従業員証言による
合 計		10,000	

② 場外除去物と二次対策までの保管物

一次対策における掘削除去対象の原因廃棄物等（表 3-2 参照）は、廃棄物や土壌等の種類に応じた適切な処理を行うこととし、原因廃棄物等以外の掘削物については、飛散流出防止、地下浸透防止を図って適切に保管している。

③ 掘削中の汚染水発生防止

雨水等が掘削部に浸透することによる汚染水の増大に伴う周辺地下水や公共用水域の汚染を防止するとともに良好な掘削作業環境を保持するため、次の対策を講じている。

- (ア) 雨水浸透量削減のため、一次対策において掘削箇所や保管廃棄物はキャッピングシートによる遮水を実施するとともに、シート設置箇所の雨水が速やかに場外に排水されるようシート周縁に排水溝を設置している。なお、処分場全体の表面水処理については二次対策で実施する。
- (イ) 掘削中に廃棄物に触れた雨水等が発生した場合には、速やかに揚水ポンプで汲み上げ既設水処理施設において処理している。
- (ウ) 雨天時の掘削作業は原則として行っていない。

表 3-2 掘削除去対象の原因廃棄物等

原因廃棄物等		掘削するエリア	掘削除去の内容
特管相当物	特別管理産業廃棄物相当のもの	テトラクロエチレン、トリクロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンが埋立判定基準を超過したエリア ：ケ-5（深度3m）	エリア内の掘削物は全て外部委託処分する
		ボーリング調査で医療系廃棄物の埋設が確認されたエリア ：ケ-3（深度3m）	エリア内を掘削し、埋設されている医療系廃棄物を外部委託処分する
ドラム缶等	液状廃棄物等が入ったドラム缶、一斗缶等	ボーリング調査、試掘、EM探査よりドラム缶が埋設されている可能性が高いエリア ：図2-15に示す3箇所（深度5m程度）	エリア内を掘削し、埋設されているドラム缶を外部委託処分する
液状廃棄物 浸潤土砂等	液状廃棄物が浸潤した土砂等	同上	ドラム缶エリアで掘削した範囲で液状廃棄物が浸潤している土砂等を外部委託処分する
※原因廃棄物等以外の掘削物は、二次対策まで適正に保管する			

【二次対策】

① 原因廃棄物等の掘削除去

掘削量および場外処分量、場内埋戻し量のそれぞれの内訳（推計量）を表3-3に示す。

表 3-3 掘削量の内訳（推計量）

区分		掘削量および内訳(m³)			
		地下水汚染の原因となる おそれのある廃棄物土	ドラム缶および 液状廃棄物浸潤土砂等	廃棄物(左記以外)	
		環境基準を超える有害物が溶出し、地下水汚染の原因となるおそれのある廃棄物土	・液状廃棄物の入ったドラム缶、 一斗缶等 ・液状廃棄物が浸潤した土砂等	廃プラスチック、 木くず等	左記以外のもの
		場外処分			場内埋め戻し
仮置き分	23,000	0	70	5,700	17,230
西側・北側掘削分	177,000	3,000	2,000	43,000	129,000
10m区画掘削分	35,000	10,000	0	6,300	18,700
合計 (掘削量に仮置き分含まず)	212,000	13,000	2,070	55,000	164,930
場外処分/場内埋め戻し内訳 (仮置き分含む)	235,000	70,070			

掘削は、浅部ではオープン掘削で行い、深部では硫化水素等のガスの発生状況等の作業環境を考慮し、矢板切梁工法とケーシング工法を併用した掘削とする。各掘削工法の適用箇所を図 3-1 に示す。

なお、二次対策における原因廃棄物等の掘削は、平成 22 年 10 月から 24 年 9 月に実施した有害物調査により 10m 区画に絞り込んだ範囲について行うものとするが、廃棄物土底面において遮水を行う箇所の近傍には、有害物の封入が想定されるドラム缶等の埋設を元従業員が証言し、物理探査においても存在が疑われる箇所（図 3-2）があることから、当該遮水箇所付近の掘削にあたっては、埋設ドラム缶等の掘削除去も考慮した計画とするとともに、一次対策で掘削した範囲の下部であって原因廃棄物等の存在が疑われる箇所についても掘削を行い、これらの箇所において掘削されたドラム缶等は場外搬出処分する。

掘削期間中は、周辺環境保全および作業環境保全のための対策として、キャッピング、仮囲い、ガス対策設備、臭気対策設備等の設置および保護具等による安全管理を行う。

また、原因廃棄物等の掘削を廃棄物土と地下水帯水層が接している箇所の遮水を行った後で行うことにより、掘削に伴う汚染水の場合外拡散を防止する。

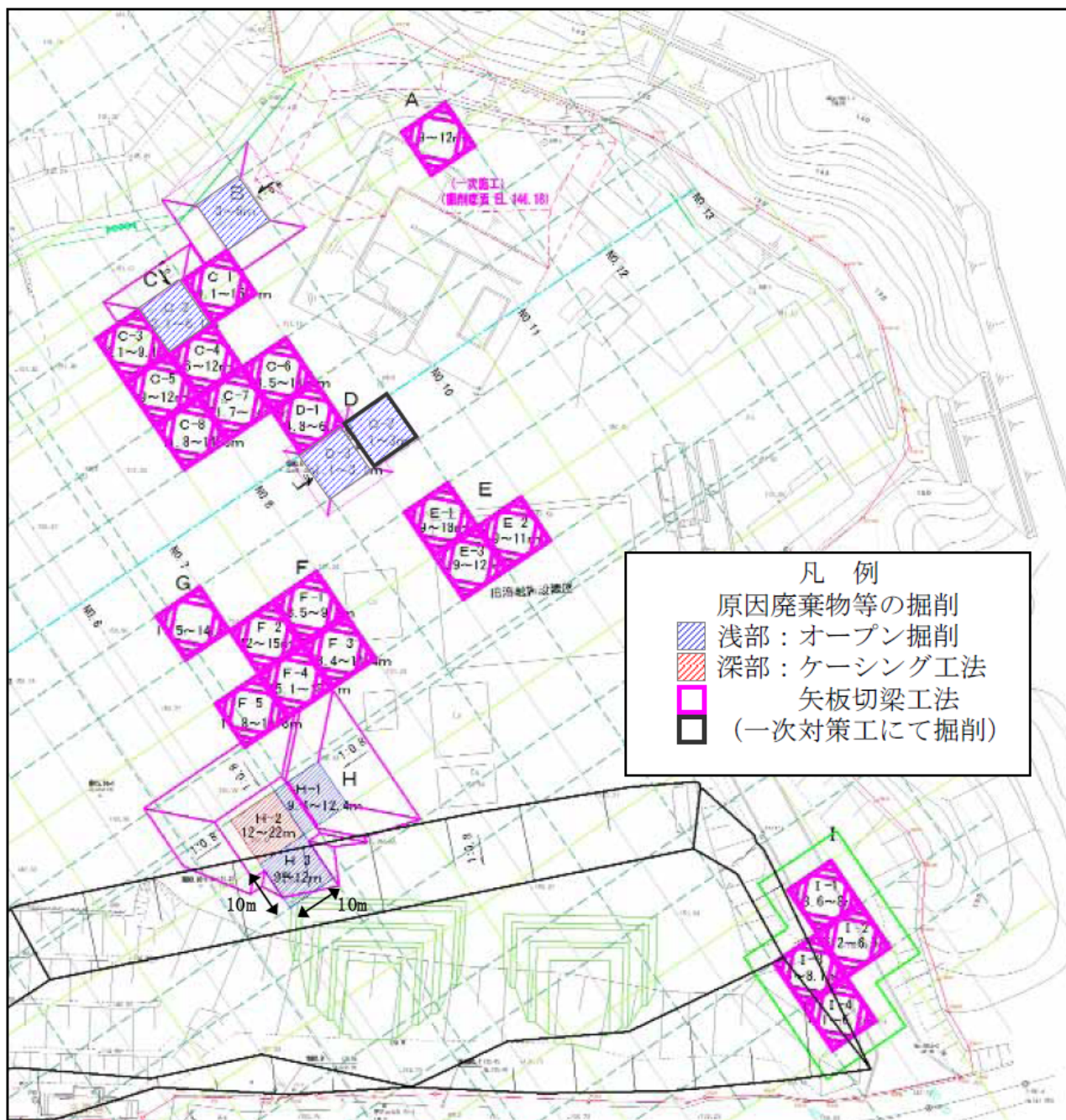


図 3-1 原因廃棄物等の掘削平面図

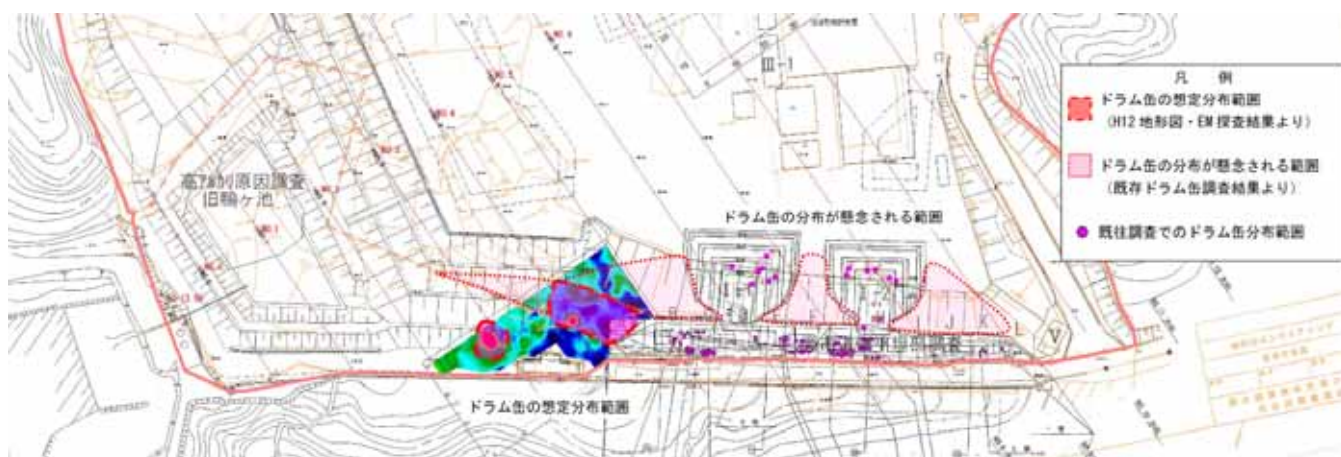


図3-2 ドラム缶等の想定分布範囲

② 廃棄物土に接した地下水帯水層の遮水

廃棄物土層の底面において粘性土（Kc3層）が欠如し、廃棄物土層が下位の地下水帯水層（Ks2層）と接する箇所において、セメント改良土による底面遮水工を行う。

ア 底面遮水工・側面遮水工および鉛直遮水工の範囲

廃棄物底面で遮水層（Kc3層）が欠如している箇所およびその可能性が懸念される箇所を図3-3に示す。

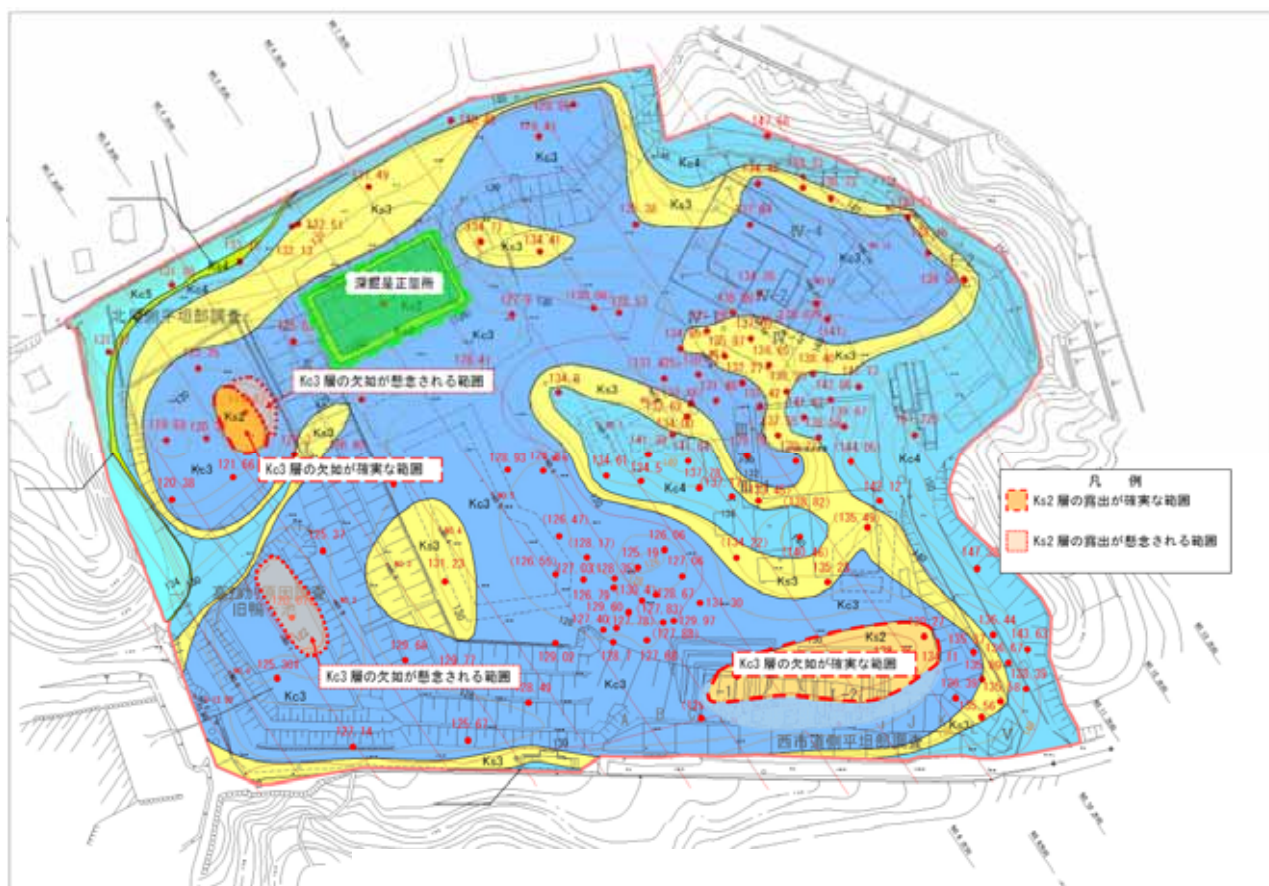


図 3-3 Kc3 層（底面遮水層）が欠如する範囲（処分場底面地質図）

底面遮水工が必要と考えられる箇所およびドラム缶等の有害物撤去が必要と考えられる箇所を考慮した廃棄物掘削計画を図 3-4 に示す。

また、廃棄物土層の側面と地下水帯水層（Ks3 層または Ks4 層）が接し旧 R D 最終処分場から外部に汚染の拡散が生じうると考えられる範囲のうち、図 3-4 に示す掘削部分の側面において当該地下水帯水層が掘削面に接する箇所においては掘削時に併せてセメント改良土による側面遮水工を実施し、その他の箇所では鉛直遮水工を実施する。

底面遮水工、側面遮水工および鉛直遮水工の施工平面範囲を図 3-4 に併せて示す。

鉛直遮水工の施工深度は、Kc3層に達する深度までとする。

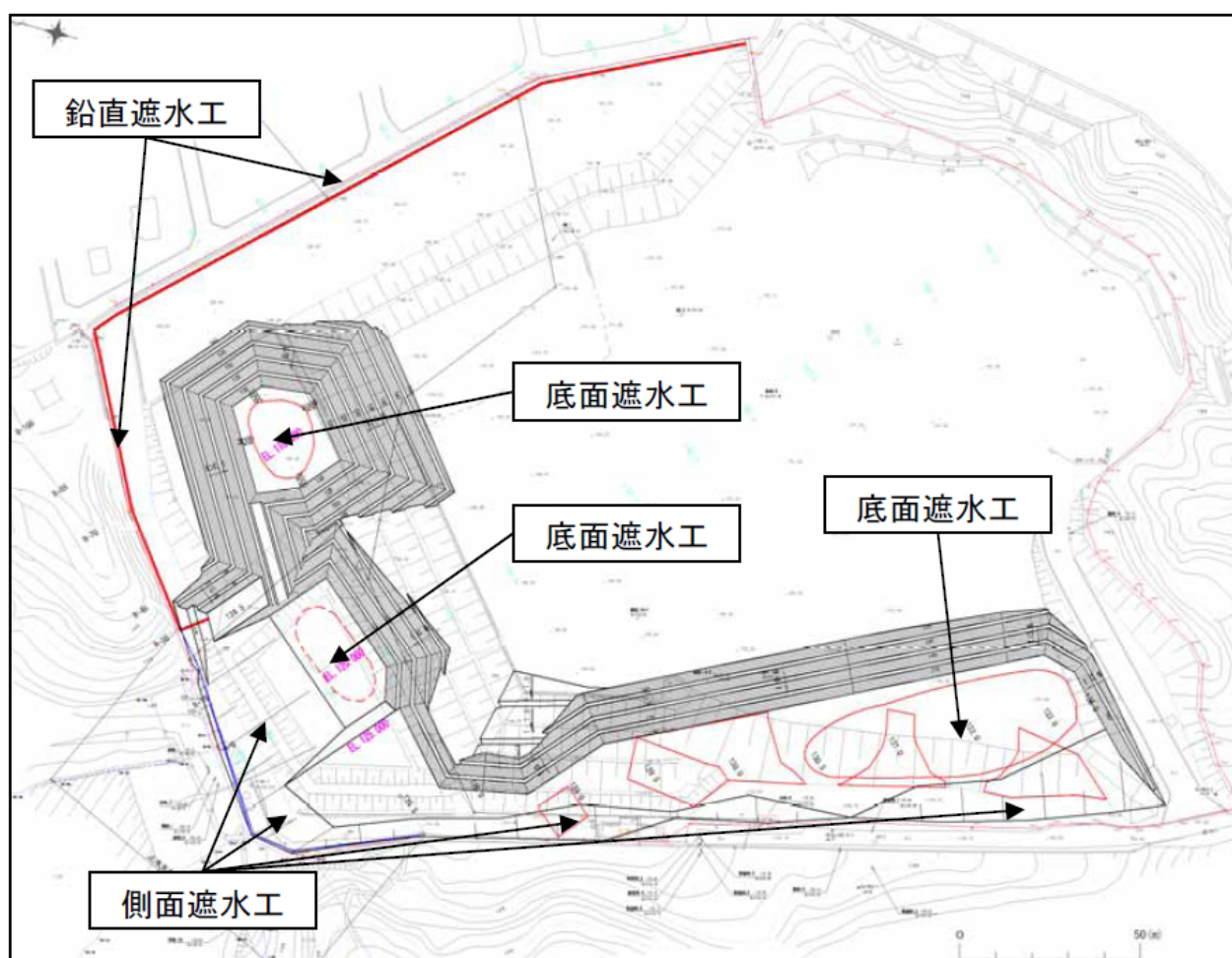


図 3-4 廃棄物土掘削計画平面図ならびに底面遮水工、側面遮水工および鉛直遮水工の範囲（案）

イ セメント改良土の目標透水係数

セメント改良土の目標透水係数は、遮水工として一般的に採用されている $1.0 \times 10^{-6} \text{ cm/sec}$ 以下を目標値とする。

ウ 安全管理

掘削開始から埋め戻しを完了するまでの間、周辺環境保全および作業環境保全のための対策として、キャッピング、仮囲い、ガス対策設備、臭気対策設備等の設置および保護具等による安全管理を行う。

エ 浸透水処理

セメント改良土は所定の品質を確保できるようドライな状態で施工することが望ましいため、以下の対策を講じる。

- (7) 掘削前に新設水処理施設を設置して既設水処理施設とともに浸透水を揚水し、浸透水位を下げる。
- (イ) 掘削中も浸透水を揚水して遮水箇所浸透水が流入しないようにする。
- (ウ) 廃棄物土層表面をキャッピングすることにより、雨天時の雨水等の廃棄物土層への浸透量を減らす。
- (エ) 浸透水の水位を下げるため、ディープウェル工法等の浸透水水位低下工法の採用を検討する。

③ 掘削した廃棄物土の処理

ア 廃棄物土の処理フロー

掘削した廃棄物土は、選別処理基準に従い廃棄物と選別土とを分別したのち、選別土についてさらに埋戻しの可否の判定のため汚染判定分析を行い、当該分析に適合した選別土について場内埋戻しを行う。

全体の処理手順は以下のとおりである。

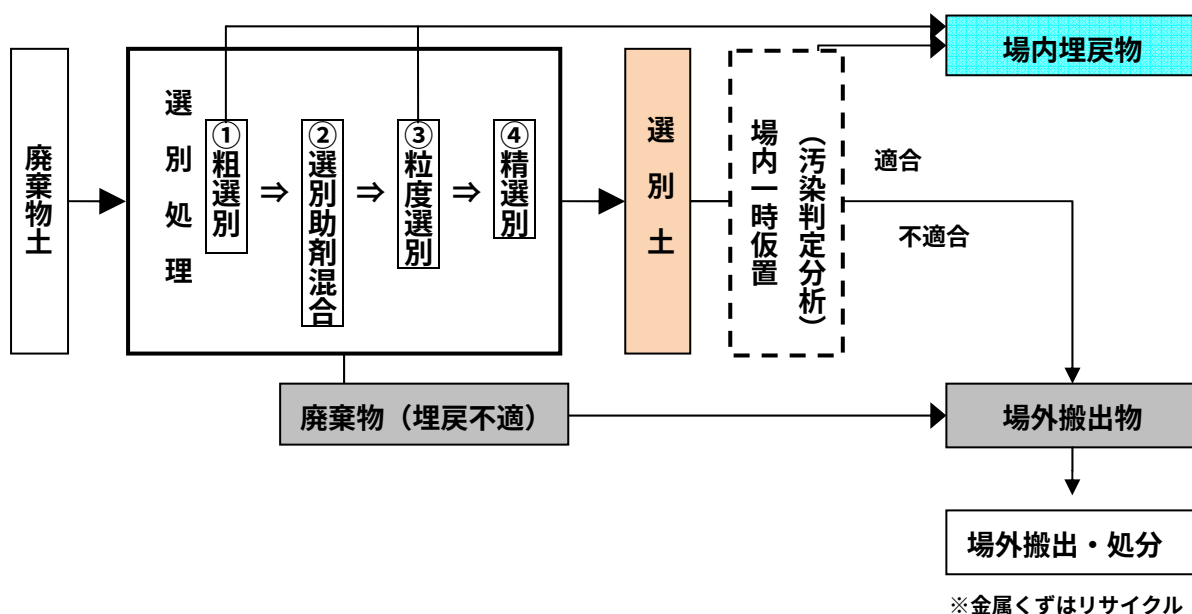


図3-5 廃棄物土の現場内処理と場外搬出のフロー

- (7) 選別処理は、粒度選別、比重差選別、目視手選別等を用いて行う。
- (イ) 上記の選別処理において廃棄物土から選別除去する廃棄物は、木材・紙類・布類、廃プラスチック類・ビニール類、金属類およびガラス・陶磁器類とし、岩石・礫類、コンクリート・アスファルト類については場内埋戻物に含みうるものとする。
- (ウ) 選別土に係る汚染判定分析は、有害物調査の最小調査単位が 300 m^3 ($10\text{m} \times 10\text{m} \times 3\text{m}$) であったことから、ロット管理による品質管理を行う。
- (エ) 汚染判定分析は、次に掲げる要件について行い、当該要件を満たさないロットの選別土

は場外搬出物とする。

- a 地下水の汚染防止の観点から、土壤環境基準を満足すること。（分析項目は、過去の有害物質の確認状況から、溶出量試験については鉛、総水銀、ヒ素、フッ素、ほう素およびカドミウムとし、含有量試験についてはダイオキシン類とするが、掘削時の状況に応じて必要な分析項目を追加する。）
- b 硫化水素ガスの生成抑制の観点から、有機物の溶出試験におけるTOCが30mgC/L未満であること。

イ 安全管理

廃棄物土の選別を行うにあたっては、周辺環境保全および作業環境保全のための対策として、大型テントの設置、仮囲い、ガス対策設備、臭気対策設備等の設置および保護具等による安全管理を行う。

(2) 揚水した浸透水の浄化

【一次対策】

既設水処理施設は、旧処分場の北西側に設置されており、沈砂池堰堤上に設置された3本の井戸の浸透水（No. 1～3 浸透水揚水井）から揚水し、浄化処理を行うことができる（図 3-6）。処理方法は、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭処理である（図 3-7）。また、平成 23 年度に下水道接続工事を実施し、その処理水は下水道へ放流できることとなった。

既設水処理施設の処理能力は、4.8 m³/h であるが、3本のうち2本の浸透水井戸は水位が低いため、揚水量は3本あわせて3.6 m³/h にとどまっていた。

そのため、一次対策では、浸透水の流向を確認し、その下流に位置しかつ旧地形の谷部で十分な量の汚染水の集水が期待できると想定される位置に揚水井戸を設置し、浸透水の揚水能力を増強することで、より多くの浸透水を浄化している。また、現在、処理前の原水において砒素、pH および溶解性鉄について下水放流基準を超過するおそれがあるが、既設水処理施設で下水放流基準まで処理できることを確認している。

なお、既設水処理施設の追加処理にあたっては、原水および処理水の水質状況を適宜モニタリングし、適切に浄化処理が行われることを確認しながら対策を進めている。

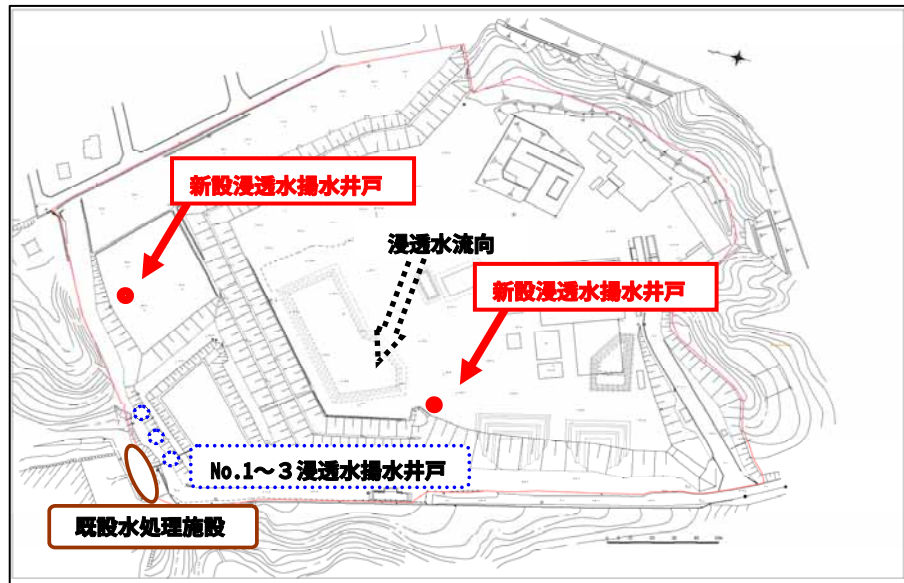
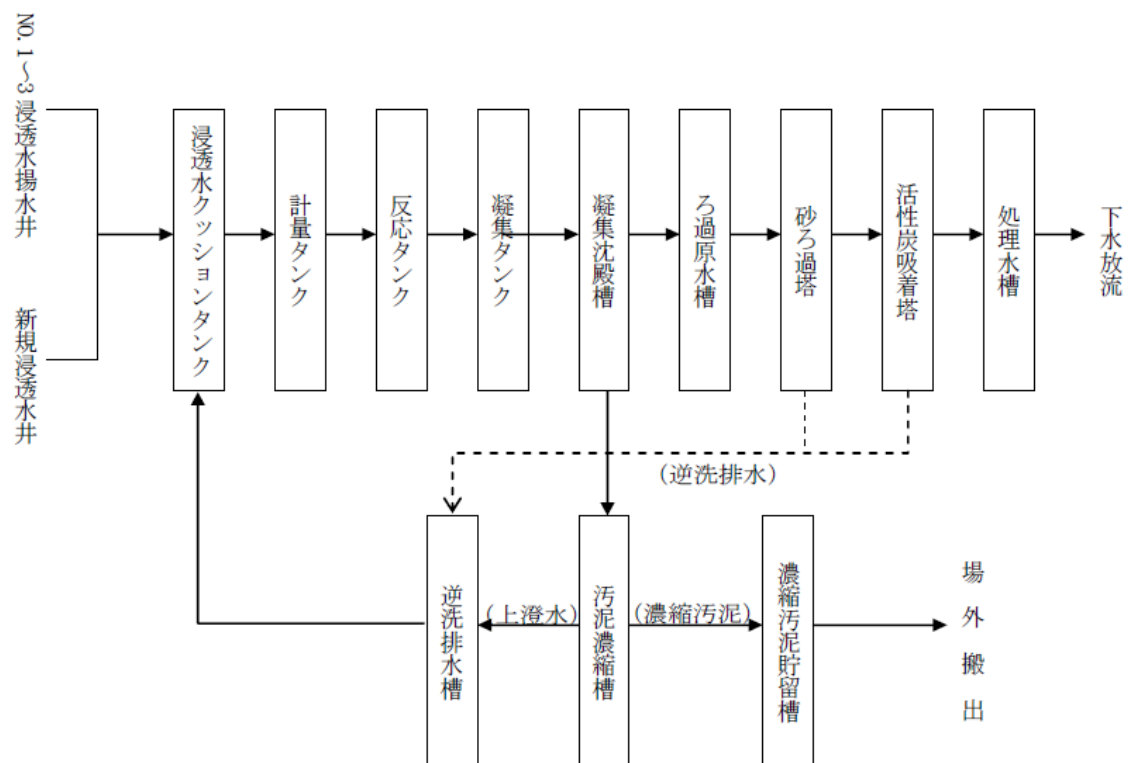


図 3-6 既設水処理施設ならびに No.1~3 浸透水揚水井
および新設浸透水揚水井



- ①浸透水揚水ポンプ能力（1機当たり）：3m³/h
- ②処理能力（ろ過ポンプ能力）：4.8m³/h
- ③下水放流ポンプ能力：9m³/h

図 3-7 既設水処理施設処理フロー

表 3-4 既設水処理施設の計画原水水質および処理水質

水質項目	単位	計画原水水質	計画処理水質	下水道法に基づく 除害施設設置基準
砒素及びその化合物	mg/L	0.077	0.05	0.05
pH（水素イオン濃度）	—	6.9-9.1	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満
溶解性鉄及びその化合物	mg/L	30	10	10

【二次対策】

汚染拡散防止対策工（底面遮水工、側面遮水工、鉛直遮水工等）の実施と併せて、処分場内の浸透水の揚水および処理を行い、下水道に放流する。新設水処理施設の処理能力は、汚染拡散防止対策工の施工後、処分場内に流入する浸透水を安全に処理できる規模として、250m³/日とする。また、浸透水貯留層 3,600 m³を現沈砂池付近に設置し、大雨時の浸透水変動に対応する。

なお、廃棄物土の掘削中は、工事により周辺環境へ影響をおよぼさないよう、掘削範囲からの濁水を速やかに揚水し、新設水処理施設または既設水処理施設で処理を行う。また、廃棄物土掘削時に浸透水水位を下げる目的で揚水井戸から揚水した浸透水、洗車時に発生する洗車濁水も同様に処理を行う。

新設水処理施設の処理フローを図3-8に示す。新設水処理施設の処理フローは既設水処理施設と同様、「凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋活性炭処理」とする。なお、放流前に放流モニタリング槽を設置し、pH、濁度等の常時監視を行うとともに定期的に水質分析を行い、処理水の水質を監視する。

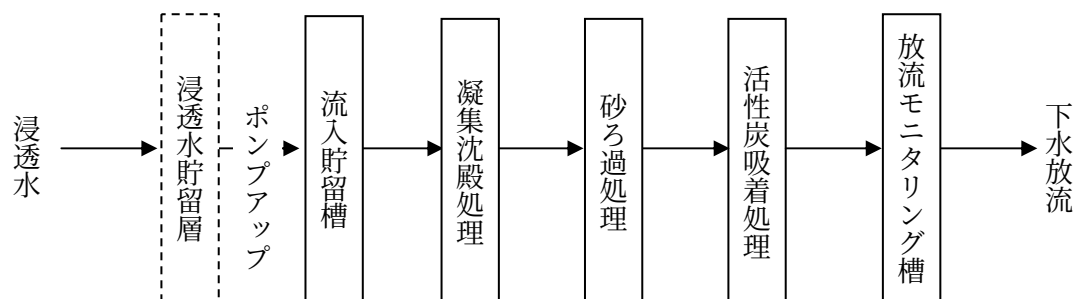


図 3-8 新設水処理施設処理フロー

(3) 覆土

法面には、選別土埋戻し時に表面から 50 cm 以上の厚みを確保した良質土による覆土層を設ける。法面は崩壊のおそれのない安定した勾配とし、表面には雨水による浸食を防止する措置を講じる。

平坦部には、50 cm 以上の厚みを確保した保護覆土を設ける。

(4) 換気管

旧処分場の内部の嫌気状態を解消するために、浸透水の揚水処理による水位低下と併せて換気管を設置する。

掘削箇所の埋め戻し時に換気管を新設するほか、既設調査孔を換気管として利用する。

(5) 周辺環境モニタリング

【一次対策】

① ガス、臭気、粉じん濃度と騒音の測定

工事中は、支障の素因である廃棄物土の掘削に伴い、有害物の飛散や拡散が想定されるため、周辺環境へ二次的な影響を与えるおそれがある。また、工事に伴い騒音も発生する。このため工事前、工事中、工事後を通じたモニタリングを実施し、諸法令の基準を遵守している。

② 常時モニタリング

旧処分場の浸透水の状況を連続的に把握するために、pH、EC、水温、水位の常時モニタリングを実施している。

③ 一次対策工事に対する浸透水の水質モニタリング

一次対策工事においては、浸透水に影響を与えない範囲で掘削を実施しているが、実際の水質状況を把握するために、対策を実施した範囲の近傍の浸透水の水質モニタリングを実施している。

④ 浸透水・周縁地下水の水質モニタリング

平成14年度から、地下水環境基準を超過した浸透水が、周縁地下水に拡散している状況を把握するために、浸透水・周縁地下水の水質モニタリングを実施している。過去の水質データと同レベル以下であることを確認するために、浸透水・周縁地下水の水質モニタリングを実施している。

表 3-5(1) モニタリングの内容（一次対策）

調査対象	調査地点	調査項目	期間(平成24年度)		
			工事前	工事中	工事後
浸透水	場内5地点 (一次対策工事に対するモニタリング)	水温、水位、 水質(pH、EC、BOD、COD、 SS、全鉄、全マンガン、 地下水環境基準項目 ⁽¹⁾)	2回	4回	1回
	場内2地点 (経年モニタリング)	水温、水位、 水質(pH、EC、BOD、COD、 SS、全鉄、全マンガン、 地下水環境基準項目 ⁽²⁾)	4回/年		
	場内の一部	水温、水位、 水質(pH、EC、ORP)	常時モニタリング		
地下水	場内、周縁および周辺	水温、水位、 水質(pH、EC、BOD、COD、 SS、全鉄、全マンガン、 地下水環境基準項目 ⁽²⁾)	4回/年		

(1) 廃棄物土の溶出量試験で土壤環境基準を超過して検出された項目
テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン ベンゼン 塩化ビニルモノマー 1,4-ジオキサン
砒素 ふっ素 ほう素 鉛 ダイオキシン類 総水銀

(2) VOCs 四塩化炭素 ベンゼン 1,4-ジオキサン 塩化ビニルモノマー
総水銀 アルキル水銀 カドミウム 鉛 六価クロム 砒素 シアン PCB セレン ほう素 ふっ素
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素 ダイオキシン類

【二次対策】

① 騒音、振動、粉じん等の測定

工事中は、支障の素因である廃棄物土の掘削に伴い、騒音、粉じん、悪臭等の発生が想定されるため、工事前、工事中、工事後を通じたモニタリングを実施し、諸法令の基準を遵守する。

② 常時モニタリング

工事中は廃棄物土を掘削することに伴い浸透水および地下水が大きく変動することが想定される。よって、その水質の変動をいち早く把握するために、一次対策同様、浸透水および地下

水井戸の一部箇所に常時監視装置を効果的に配置して連続観測を実施する。

③ 二次対策工事に対する浸透水の水質モニタリング

②の常時モニタリングにより、水質の異常が確認された場合には、年4回実施している経年モニタリング調査に加え、測定項目を選定し確認調査を追加して実施する。そして、その結果をもとに原因を究明し対応策を検討する。

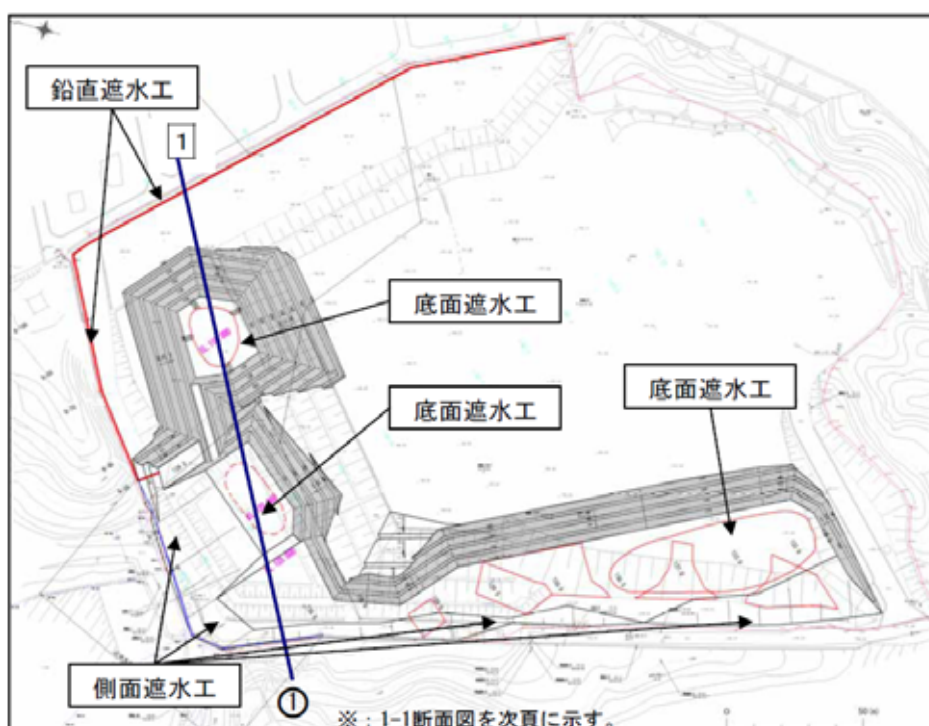
④ 浸透水・周縁地下水の水質モニタリング

平成14年度から、地下水環境基準を超過した浸透水が、周縁地下水に拡散している状況を把握するために、浸透水・周縁地下水の水質モニタリングを実施している。過去の水質データと同レベル以下であることを確認するために、浸透水・周縁地下水の水質モニタリングを実施する。

表 3-5(2) モニタリングの内容（案）（二次対策）

調査対象	調査地点	調査項目	期間		
			工事前	工事中	工事後～ 安定化まで
浸透水	場内 (経年モニタリングを含む)	水温、水位、 水質 (pH、EC、BOD、COD、 SS、全鉄、全マンガン、 地下水環境基準項目)	4回/年	4回/年に加えて 測定項目を選定し 状況に応じて確認調査を実施	4回/年
	場内の一部	水温、水位、 水質 (pH、EC、ORP)	常時モニタリング		
地下水	場内、周縁および周辺 (経年モニタリングを含む)	水温、水位、 水質 (pH、EC、BOD、COD、 SS、全鉄、全マンガン、 地下水環境基準項目)	4回/年	4回/年に加えて 測定項目を選定し 状況に応じて確認調査を実施	4回/年 ^(*)
	場内、周縁および周辺の一部	水温、水位、 水質 (pH、EC、ORP)	常時モニタリング		
経堂池	経堂池	水質 (農業用水基準項目、 地下水環境基準項目)	4回/年		4回/年 ^(*)

(*)工事後のモニタリングにおいて測定値が2年連続して地下水環境基準を達成した場合は、頻度等を見直す。



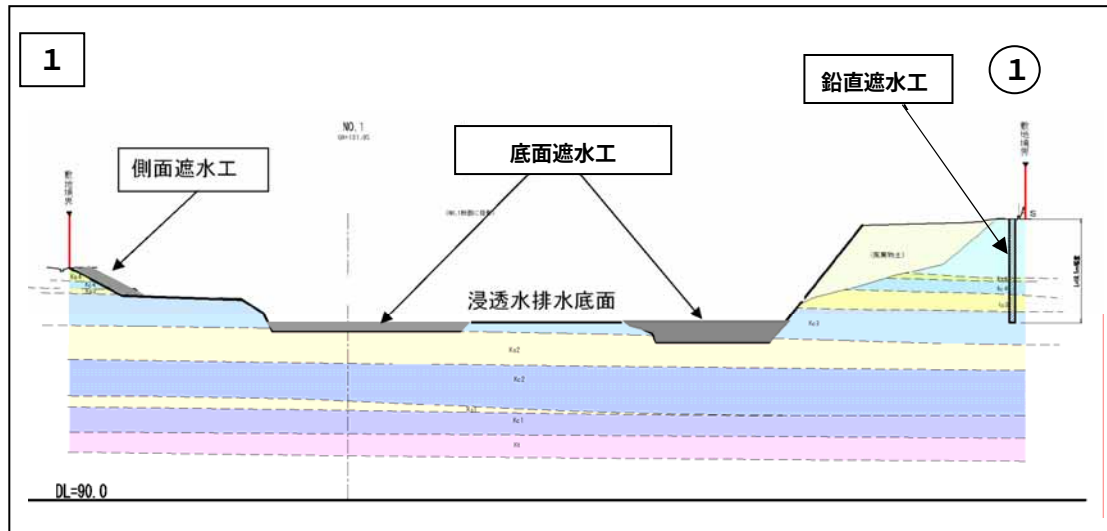


図 3-10 遮水構造図（ 1 - ①断面図）

2 実施予定期間

対策の実施スケジュールは、表 3-6 のとおりである。平成 35 年 3 月までに支障除去等の目標を達成する。

なお、早期に目標を達成した場合には、事業の完了を検討する。

表 3-6 一次対策・二次対策スケジュール

区分	事業内容	H24												H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
工事	廃棄物土掘削																						
	廃棄物選別・処分																						
	揚水井戸設置																						
	廃棄物選別施設設置																						
	新設水処理施設設置																						
	汚染地下水拡散防止対策 (遮水壁・底面側面遮水)																						
管理作業	浸透水揚水設備および 新設水処理施設運転																						
	モニタリング																						

3 費用等

(1) 事業に要する費用

支障除去等事業に要する費用については表 3-7(1)、表 3-7(2)に示すとおりで、一次対策が約 4 億円、二次対策が約 70 億円のあわせて約 74 億円である。

【一次対策】

表 3-7(1) 一次対策概算費用

区分	費目	事業費 (百万円)
工事	本工事費(掘削工)	125.6
	本工事費(廃棄物処分工)	202.2
	本工事費(揚水処理工)	22.3
管理作業	水処理施設運転費	21.4
	モニタリング費	20.0
事務費	庁費等	7.8
合 計		399.3

【二次対策】

表 3-7(2) 二次対策概算費用

区分	費目	事業費 (百万円)
工事	本工事費(掘削選別埋め戻し)	2,300
	委託費(廃棄物処理処分)	2,000
	本工事費(鉛直遮水壁)	400
	本工事費(底面・側面遮水工)	400
	本工事費(新設水処理施設設置等)	450
	本工事費(覆土等)	400
管理作業	既設・新設水処理施設運転費	600
	モニタリング費	400
事務費	庁費等	50
合 計		7,000

(2) 費用の徴収の見込み

本事案に係る行政代執行費用について、現時点で確実に徴収されることが予定されている額の状態は次のとおりである。なお、当該費用の求償に当たっては、支障の除去等の措置を段階的に実施すること等により早期に請求権を取得するとともに、強制徴収等による確実な徴収対策に取り組む。

① 行為者からの費用徴収

旧R D社からの費用徴収については、同社は平成 18 年度に破産手続を開始し、現在も継続中であることから、この破産財団に関し、滋賀県が既に支出している代執行費用について国税徴収法第 82 条第 1 項の規定に基づく交付要求を行っている。

なお、上記代執行費用に係る債権 94,117,579 円は財団債権として認められているが、配当手続が完了していないため配当額は確定していない。現時点での破産財団の残余財産の額は 7,190,782 円である。

また、旧R D社の元代表取締役その他の措置命令対象者からの費用徴収についても、現に滋賀県の代執行費用に関し徴収を行っており、また今後も行うが、現時点で将来確実に徴収される額といえるものはない。

確知できない処分者等からの費用徴収については、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づく公告を行っており、現在対象者について調査を継続している。現時点で新たに措置命令を発出できる者は把握できていないことから、請求の可否を含め現時点では未確定である。

これら処分者等については、現在確知している請求対象者からの費用の回収に努めるほか、今後さらに調査検討を行い、請求可能と判断できる者がある場合には求償を行う。

② 排出事業者からの代執行費用の回収

県の保有資料および旧R D社から入手した資料から判明した平成 2 年以降に旧R D社に産業廃棄物の処分を委託した排出事業者に対する調査を継続しているが、現在のところ請求が可能と判断できる排出事業者は把握できておらず、請求の可否を含め未確定である。

引き続き調査を継続し、今後の調査あるいは現地における工事に伴い把握した新たな事実により、排出事業者のうち請求可能と判断できる者がある場合には、その排出量を勘案して求償を行う。

第4章 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し

県が講じた措置および講じようとする措置の内容

1 これまでに県が講じた措置

(1) 措置命令の発出までの間に県が旧R D社に対して行った措置

旧R D社による許可区域外での埋立等を把握した平成3年から、旧R D社に対して措置命令を発した平成18年までの間における、住民からの通報、県の調査結果等に応じて県が講じた主な措置は、次のとおりである。

平成3年12月から平成5年2月まで

許可区域外の埋立廃棄物の撤去、良質土による埋戻しおよび境界の囲いの設置の指導

県は、周辺住民の通報を受けて行った立入検査により、旧R D社による許可区域外での掘削および廃棄物の埋立てを確認したことから、旧R D社に対し上記の是正を指導した。

平成4年5月から平成8年6月まで

悪臭、騒音、焼却炉からのばいじん等の飛散の是正、違法に堆積された廃棄物の部分撤去の指導

この間、周辺住民から、悪臭や夜間の騒音、ばいじん等の飛散等について苦情があったほか、平成7年5月には廃棄物の違法な堆積についての通報があった。

県は旧R D社に対し立入調査および是正指導を行った。当該指導の内容は履行されたが不十分であった。

平成10年5月27日

旧R D社の最終処分業の廃止の指導

県は、立入検査により許可容量を超過した埋立てを確認したことから、旧R D社に対し最終処分業の廃止を指導した。同日、旧R D社は業の廃止の届出をした。

平成10年6月2日

改善命令の発出

県は、前述の許可量を超過した廃棄物の埋立て等に関し、旧R D社に対して撤去等を命ずる改善命令を発した。旧R D社は改善命令の履行に着手したが、後述の硫化水素ガスの発生に伴い、工事は平成11年10月20日に中止された。

平成10年12月16日

深掘箇所に係る原状回復の指導

県は、周辺住民の通報を受けて行った立入検査により、改善命令履行の際に旧R D社が許可深度を超える深掘りを伴う埋立てを行っていた事実を確認した（平成10年11月11日）。そのため、当該深掘箇所について廃棄物の掘削除去および粘土層の修復ならびに良質土による埋戻しを内容とする原状回復の指導を行った。なお、当該指導の内容は同年12月25日までに履行

された。

平成 11 年 12 月から平成 12 年 6 月まで

硫化水素ガスの発生に係る調査および対策の指導、中間処理業の営業自粛の指導

県は、周辺住民の通報を受けて行った調査により平成11年10月12日に処分場敷地境界で硫化水素ガスの発生を確認したことから、11月27日に「栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会」を設置し、その助言を得て、旧R D社にボーリング調査、ガス抜き作業などの実施を指導した（平成11年12月）。当該調査および作業は平成12年 6 月にかけて履行された。

また、上記の指導と併せて、県は旧R D社に中間処理業の営業自粛を指導した。旧R D社はこれに従い、平成 12 年 1 月 25 日以降、営業を自粛した。

平成 13 年 9 月 25 日

30 日間の業の停止命令の発出

県の指導を受けて旧R D社が平成 12 年 6 月から平成 13 年 5 月にかけて行った掘削調査により、平成 5 年 11 月から平成 7 年 5 月までの間における許可区域外での埋立ての事実が確認された。これを受け、県は旧R D社に対し 30 日間の業の停止命令を発した。

平成 13 年 12 月 26 日

改善命令の発出

県の調査の結果、県は、処分場浸透水の水質が維持管理基準に適合しないこと、浸透水が地下水に漏出するおそれがあること、硫化水素ガスによる悪臭発散のおそれがあることが維持管理基準に違反するとして、旧R D社に対し、水処理施設の設置、深掘箇所からの埋立廃棄物の掘削除去および粘土層の修復、法面後退等の改善命令を発した。

なお、当該改善命令は、旧R D社により平成 17 年 6 月 30 日までにすべて履行された。

平成 14 年 8 月から 10 月まで

高アルカリ排水の処分場外への流出に係る調査および原因除去の指導

県は、周辺住民の通報を受けて行った調査により、平成 14 年 5 月 24 日に高アルカリ排水の処分場外への流出を確認したことから、旧R D社に原因調査および除去を指導した。なお、当該指導の内容は同年 10 月 31 日までに履行された。

平成 17 年 9 月および 12 月

違法に埋め立てられたドラム缶等に係る掘削調査の指導

県は、元従業員の証言等によりドラム缶等が違法に埋め立てられた場所を推定し、旧R D社に対して旧R D最終処分場西市道側地点において掘削調査を行うよう指導した。当該指導の内容は履行され、県は、ドラム缶、木くず等の許可対象外物品が違法に埋め立てられていることを確認した。

平成 18 年 4 月 12 日

措置命令の発出

県は、前述の違法なドラム缶等の埋立に関し、旧 R D 社に対して後述の措置命令を発した。

(2) 旧 R D 社等に対する措置命令の発出

① 旧 R D 社および旧 R D 社元代表取締役に対する措置命令

ア 平成 18 年 4 月 12 日に発した措置命令

前述のとおり、平成 17 年に旧 R D 社に掘削調査を行わせたところ、次のとおり違法に埋め立てられたドラム缶等の存在を確認した。

調 査 時 期	確認した不適正処理の事実
平成17年9月30日	旧 R D 社にドラム缶の掘削調査を実施させた結果、廃油等の入ったドラム缶 5 個が埋め立てられていることを発見した。
平成17年12月22日	旧 R D 社にドラム缶の掘削調査を実施させた結果、廃油等の入ったドラム缶100個および一斗缶等70個ならびに木くず等が埋め立てられていることを発見した。

上記の事実により、違法に埋め立てられたドラム缶等から流出した廃油等に起因する浸透水および地下水の汚染のおそれ、ならびに違法に埋め立てられた木くずに起因して硫化水素等の発生が誘発されるおそれが存することが確認されたことから、県は平成 18 年 4 月 12 日に、当該支障の除去等について、次のとおり措置命令を発した。

(ア) 措置命令の相手方

旧 R D 社

佐野 正 (旧 R D 社代表取締役)

(イ) 対象施設

滋賀県栗東市小野 7-2 の一部、8-1 の一部

(ウ) 措置の内容

○措置命令対象地において埋め立てられた、安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶等および木くずを除去し、適正に処理すること。

○当該ドラム缶等の違法な埋立処分により汚染された土および廃棄物等を除去し、適正に処理する等、生活環境保全上の支障等を生じないよう対策を講じること。

○履行期限：ドラム缶等の撤去の措置 平成 18 年 6 月 30 日

木くず、汚染土等の撤去の措置 平成 18 年 9 月 30 日

(エ) 履行の状況

平成 18 年 6 月 8 日に旧 R D 社および同社代表取締役の破産手続が開始され、措置命令は履行されなかった。なお、本措置命令の内容は平成 20 年 5 月 28 日に発した措置命令に包含されることとなったため、県は、当該措置命令の発出と同時に本措置命令を撤回した。

イ 平成 20 年 5 月 28 日に発した措置命令

旧 R D 社の破産手続の開始が決定されたことを受け、県は旧 R D 社に係る産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すとともに、状況把握のための調査を行った。その結果、次のと

おり違法に埋め立てられたドラム缶等を新たに発見した。

調 査 時 期	確認した不適正処理の事実
平成20年2月から3月まで	元従業員の証言等を総合的に勘案し、不適正処分が行われた場所を推定して掘削調査を行った結果、廃油の入ったドラム缶142個等を発見した。

上記の事実および旧R D最終処分場において焼却炉、覆土等が適切な措置を講じられずに放置されていることを受け、アと同旨の支障の除去等ならびに旧R D最終処分場からの埋立廃棄物の飛散流出ならびに存置された焼却炉に残存、付着している燃え殻およびばいじんの飛散流出による支障の除去等について、県は平成20年5月28日に次のとおり措置命令を発した。

(7) 措置命令の相手方

旧R D社

佐野 正 (旧R D社元代表取締役)

(イ) 対象施設

旧R D最終処分場の全域

(ウ) 措置の内容

○対象地から埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。

○対象地の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。

○対象地において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。

○対象地に存する使用が廃止された焼却炉から、残存、付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

○着手期限：平成20年7月28日

履行期限：平成23年9月27日

(エ) 履行の状況

本措置命令は履行期限を徒過しても着手されていない。

② 元代表取締役以外の旧R D社の元役員および元従業員に対する措置命令

平成20年7月24日に発した措置命令

掘削調査により発見された廃棄物およびその製造者等に対して行った調査の結果から得られた情報等も踏まえ、上記の措置命令の理由となった不適正処分の時期を推定したところ、平成2年から平成8年までの間に不適正処分が行われたものと推定された。

この間における旧R D社の役員は、県の把握した資料によると、上述の元代表取締役を除き6名あった。そこで、これらの者および安定型最終処分場における埋立処分について指揮監督を行う立場にあった従業員について、廃棄物処理法第19条の5または第19条の6に基づく措置命令の発出の可否を検討した。

その結果、現在までに県が把握した資料からは、当時の役員については、旧R D最終処分場における最終処分を担当していたと認められる2人について不適正処分への関与が認められる

と判断した。残る4人の役員については、現在までに県が把握した資料および関係者へのヒアリングの結果によれば、2名は専ら営業を担当する者と情報システムの開発運用を担当する者であり、最終処分への関与が認められなかったため、また、上述の元代表取締役の当時の妻は、役員であるものの法人の経営への関与は一切認められなかったため、残る1名は報酬その他の情報から法人との実質的な関係が認められなかったため、それぞれ現在のところ不適正処分への関与は認められないと判断している。なお、役員等の有責性について県の顧問弁護士とも協議を行ったが、少なくとも現時点では新たに措置命令の対象とすることが適当と判断された者はなかった。

また、旧R D社の従業員については、現在までに県が把握した資料から旧R D最終処分場の現地責任者であったことが確認された者1人を、不適正処分への関与が認められる者と判断した。

上記の判断を踏まえ、既に措置命令を発している元代表取締役を除く旧R D社の元役員2人および元従業員1人に対して、次のとおり措置命令を発した。

(7) 措置命令の相手方

元担当役員2人、元従業員1人

(イ) 対象施設

旧R D最終処分場の全域

(ウ) 措置の内容

対象地の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。

着手期限：平成20年12月24日

履行期限：平成23年9月27日

(エ) 履行の状況

本措置命令は履行期限を徒過しても着手されていない。

③ 確知できない処分者等に対する公告

①イ(ウ)に掲げる措置について、平成20年6月4日付で、廃棄物処理法第19条の8第1項に基づく公告を行った。

(3) 措置命令に係る行政代執行の実施および当該代執行費用の回収

県は、上記(2)①イ(ウ)に掲げる措置命令のうち、焼却炉からのばいじん等の飛散流出の防止に係る措置および周辺地下水の汚染防止に係る措置について緊急に手当する必要があると判断したところ、旧R D社および同社元代表取締役はともに平成18年に破産手続を行っておりいずれも資力僅少と認められること、元役員等のうち1人は措置命令の処分を不服として不服申立てを行っており履行の意思がないこと、履行期限は未だ到来していないものの措置命令の対象者が着手期限を過ぎても工事に着手しようとしなないことから、今後措置命令に係る措置が講じられる見込みがないとして、廃棄物処理法第19条の8第1項前段の規定に基づき、行政代執行により焼却施設の撤去等ならびに既設水処理施設の修繕および下水道接続の工事を実施するとともに当該水処理施設の維持管理に着手した。

当該工事はそれぞれ平成22年1月および2月に着手し、このうち先行して完了した焼却施設の撤去等の工事に要した費用94,117,579円を、焼却炉からのばいじん等の飛散流出の防止措置に係る措置命令の対象者である旧R D社および元代表取締役に対して請求した。また、その後完了した既設水処理施設の修繕および下水道接続の工事に要した費用ならびに当該水処理施設の維持管理に関し既に支出した費用を、旧R D社および元代表取締役に加え、残る措置命令対象者である役員等3名に対して請求する。これまでに実施した請求および回収の状況は次のとおりである。

ア 旧R D社に対する請求に係る国税徴収法第82条第1項の規定に基づく交付要求

交付要求日 平成22年10月22日

交付要求額 94,117,579円

回収額 現在、破産手続中であるため未回収であり、破産手続終了時に破産財団の残余財産の全額が回収される見込み。

イ 旧R D社元代表取締役に対する納付命令

納付命令日 平成22年10月22日

請求額 94,117,579円

回収額 1,863,596円（強制徴収および分割納付による）

なお、分納による継続的な納付について旧R D社元代表取締役から申出があり、回収の一環として、平成24年1月から毎月定額の納付を受けている。

(4) 施設設置許可の取消し

平成20年5月28日付けの措置命令により、旧R D社が産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等を発生させたことが明らかとなったことおよび旧R D社の破産手続の開始につき破産管財人から廃棄物処理法第9条第6項に基づく届出が提出されたことから、平成20年5月28日付けで産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消した。

(5) 刑事訴訟法第239条第2項に基づく刑事告発

平成20年5月28日に発した措置命令について、着手期限を徒過しても着手しなかったことから、同年11月17日に元代表取締役を滋賀県警察本部長あて刑事告発した。

本事件は大津区検察庁により起訴され、大津簡易裁判所において、同年12月25日に100万円の罰金が確定している。

(6) 排出事業者に対する責任追及

現存する資料を収集した結果、排出事業者に対する調査のための基礎資料として、産業廃棄物処理事業実績報告書、旧R D社保有の契約書等の一部、県が過去に旧R D社に照会した際の処理実績の報告等が得られた。

上記資料を基に、旧R D社に処理を委託した排出事業者（中間処理に係る委託契約対象者を含む。）を特定し、これまでに、生活環境保全上の支障等との関連が疑われる廃油または汚泥の処理を委託した記録の残る者に対する照会および違法な埋立てが疑われる時期に締結された契約書の

記載の確認により、処理を委託した時期、品目、処理方法、委託量等の確認を行ったほか、これらの情報から委託基準に違反した委託をしている疑いが強いと考えられた排出事業者について立入調査を行った。

さらに、平成10年5月の旧R D社栗東事業所に係る最終処分業廃止届の提出後における同事業所での産業廃棄物の搬入、処理等の状況について、破産時に旧R D社が保有していた文書（廃止届提出後の一部時期に係る契約書、請求書等および経理関係の社内文書）を精査し、当該時期における排出事業者および受入れの状況を調査した。

その結果、この期間においては、旧最終処分場においては中間処理のみが行われ、最終処分は他の施設で行うこととしていたものと認められた。

また、関係書類からは契約金額に係る情報も得られた。委託金額の多寡について相対比較を行うことは容易でないものの、滋賀県が他者に委託した処理の事例に比して低廉な額での委託であるとみるべき事情は確認されず、この点について排出事業者が故意または注意義務違反等があったとの事実は窺われなかった。

上記のとおり、現時点での調査結果によっては措置命令の根拠としようの事実が確認されたとはいえないことから、現在のところ、排出事業者および収集運搬業者からの行政代執行費用の徴収はない。

なお、旧最終処分場内において、表示により製造販売業者その他の情報が確認できた産業廃棄物（不適正処分、生活環境保全上の支障のいずれにも関連しないもの）がわずかながら発見された。これについては、関係者による自主的な対応として、無償で撤去および処分が行われた。

2 県が今後講じようとする措置

旧R D社の不適正処理に係る事業者等の責任追及に関し今後県が講じようとする措置は、次のとおりである。

(1) 行政代執行による支障の除去等の実施

旧R D最終処分場における産業廃棄物の不適正処分に起因する生活環境保全上の支障の除去等のための措置については、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定に基づく措置命令および同法第19条の8第1項の規定に基づく公告を行っているところであるが、履行期限を徒過しているにもかかわらず着手すらされておらず、現時点で判明している処分者等により履行され、または上記公告により履行する者が現れることは想定しにくい状況にある。そのため、現在、廃棄物処理法第19条の8第1項の規定に基づく行政代執行を実施しており、今後、さらに必要な措置についても行政代執行により履行する。

(2) 既に措置命令を発した者に対する措置

廃棄物処理法第19条の5第1項の規定に基づき既に発している措置命令については、上記(1)に係る行政代執行に要する費用についても、請求が可能となり次第、これまでの納付命令に追加して納付命令を発し、納付されない場合には強制徴収その他の回収のための措置を講じる。

なお、このことに対しては、既に請求している行政代執行費用の徴収に関し、滋賀県総務部に設置されている債権徴収回収担当組織と共に有効な強制徴収手続について検討しており、今後の

徴収についても連携して取り組んでいく。

この検討の中において、旧 R D 社および元代表取締役からの回収については、これらの者は平成 18 年度に破産手続を経ていることもあり、破産以前の財産等について現時点で新たに把握し債権回収に反映できる可能性はほぼないものと判断されたが、法人および元代表取締役に所有権が残っていた特定支障除去等事業の対象地について、現在、県が寄付により無償で所有権を取得する手続を進めている。

さらに、弁護士その他の外部の専門家による助言も得て、回収手段等の検討を行う。

(3) 既に措置命令を発した者以外の処分者等に対する措置

現在確知できていない処分者等については、前述のとおり廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づく公告を行っているところであり、今後、さらなる検討の結果、不適正処分に関し責任を有する立場にあったと判断した者あるいは掘削調査等で発見した違法処分に係る廃棄物からの情報の把握その他の証拠により不適正処分への関与が確認できる者に対しては、廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する「当該処分を行った者」に該当するとして、措置命令または納付命令を発する。

(4) 排出事業者に対する措置

現時点で発見されている生活環境保全上の支障等との関連が疑われる廃棄物からはその排出事業者を特定する情報は得られていないこと、旧 R D 最終処分場において生活環境保全上の支障等の原因となった不適正処分が行われたと想定される時期には排出事業者に特別管理産業廃棄物以外の廃棄物について産業廃棄物管理票の交付が義務づけられていないことといった事情もあり、これまでに把握した情報からは、廃棄物処理法第 19 条の 5 または第 19 条の 6 に該当すると認められる者の存在は認められない。そのため、現在のところ、直ちに排出事業者に対して措置命令を発することは困難である。しかしながら、今後、支障除去等のための工事として大規模な掘削が予定され、この中で、許可品目以外の産業廃棄物等であって排出者を特定できる情報が得られるもの等、不適法な委託について調査を行う契機となる証拠が発見される可能性もあることから、今後も掘削等を注意深く実施し、措置命令の根拠となる委託基準違反等の事実の把握、確認に努め、積極的に措置命令の発出の可能性を追求する。

また、上記の調査によって排出事業者の有責性を必ずしも確定しえない場合にも、状況に応じて、行政処分による履行に代えて自主的な措置として積極的な対応がなされるよう強く働きかけることなどにより、可能な限り自主撤去あるいは自己負担による支障の除去等が図られるよう努める。

第5章 県における対応状況の検証と不適正処理の再発防止策

1 R D最終処分場問題行政対応検証委員会および追加検証委員会による県の対応状況の検証

(1) R D最終処分場問題行政対応検証委員会の設置

県は、R D最終処分場問題に対する県の一連の対応に係る問題点と行政上の責任を明らかにするとともに再発防止策について提言を得るため、平成 19 年 2 月に、学識経験者 4 人で構成する「R D最終処分場問題行政対応検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置した。（表 5-1）

検証委員会では、廃棄物処理法を所管する本庁と地方機関の対応について、旧 R D最終処分場に係る産業廃棄物処理施設設置届出がなされた昭和 54 年 11 月 12 日から、旧 R D社の破産手続開始決定の公告があった平成 18 年 6 月 19 日までの間を対象として、主として次の 3 つの観点から、評価、検証が行われた。

○廃棄物処理法その他関係法令に基づく権限を適正に行使したか。

○住民および住民団体等からの苦情や要望への対応は適切であったか。

○R D最終処分場問題の究明のために適切な対応を行ったか。

検証委員会は13回開催され、平成20年 2 月に検証結果に基づく報告書が知事に提出された。（表5-2）

表 5-1 検証委員会委員

氏 名	分 野	職 名
池田 敏雄	行政法	関西大学法学部教授
木邊 美	その他の 学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部 育成会常任理事 （元滋賀県公安委員長）
宮本 融	公共政策	北海道大学公共政策大学院特任准教授
渡部 一郎	法律実務	弁護士

表 5-2 検証委員会開催概要

回数	開催日	議事の内容
第 1 回	平成 19 年 2 月 27 日	委員長の選任等 R D最終処分場問題の概要の確認（現地確認を含む。） 検証の進め方の確認
第 2 回	4 月 23 日	R D最終処分場問題の概要の確認 論点整理の全体概要の確認
第 3 回	5 月 21 日	地元住民からのヒアリング
第 4 回	6 月 25 日	論点の整理
第 5 回	7 月 26 日	県からの事実確認 論点の整理
第 6 回	8 月 31 日	関係職員からのヒアリング
第 7 回	10 月 11 日	関係職員からのヒアリング
第 8 回	11 月 15 日	関係職員からのヒアリング
第 9 回	12 月 3 日	県の対応に対する評価の整理
第 10 回	12 月 18 日	県の対応に対する評価の整理
第 11 回	12 月 25 日	県の対応に対する評価
第 12 回	平成 20 年 1 月 31 日	県の対応に対する総合的な評価

第 13 回	2 月 14 日	再発防止策の検討 報告書（案）の検討および取りまとめ
—	2 月 25 日	報告書の知事への提出

(2) 再発防止および事業者責任追及に係る R D 最終処分場問題行政対応追加検証委員会の設置

県は、検証委員会による検証から 3 年余を経た平成 23 年 11 月に、検証委員会の検証対象期間後に県の講じている措置について検証を行うため、検証委員会の委員であった者を中心とする学識経験者 4 人で構成する「再発防止および事業者責任追及に係る R D 最終処分場問題行政対応追加検証委員会」（以下「追加検証委員会」という。）を設置した。（表 5-3）

追加検証委員会では、検証委員会の検証対象期間の終期である平成 18 年 6 月 19 日から追加検証委員会の設置の日である平成 23 年 11 月 1 日までの間を対象として、主として次の 2 点に係る取組状況について、評価、検証が行われた。

○検証委員会で示された再発防止策について適切に取り組んでいるか。

○R D 最終処分場問題に係る関係事業者等の責任追及について適切な措置を講じているか。

追加検証委員会は 3 回開催され、平成 23 年 12 月に検証結果に基づく報告書が知事に提出された。（表 5-4）

表 5-3 追加検証委員会委員

氏 名	分 野	職 名
池田 敏雄	行政法	関西大学名誉教授（行政法）
磯村 篤範	行政法	島根大学大学院法務研究科教授
木邊 美	その他の 学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部 育成会常任理事（元滋賀県公安委員長）
渡部 一郎	法律実務	弁護士

表 5-4 追加検証委員会開催概要

回数	開催日	議事の内容
第 1 回	平成 23 年 11 月 18 日	委員長の選任等 再発防止策および R D 最終処分場問題に係る事業者等に対する 責任追及の状況の確認 検証の進め方の確認
第 2 回	12 月 3 日	県の取組状況の確認 質疑応答および議論
第 3 回	12 月 10 日	報告書（案）の検討および取りまとめ
—	12 月 20 日	報告書の知事への提出

2 検証委員会による県の対応についての総合的な評価および再発防止策

(1) 検証委員会による総合的な評価

検証委員会は、R D 最終処分場問題に対する県の一連の対応に係る問題点と行政上の責任を明らかにするとの観点から、次のとおり県の対応についての総合的な評価および結論を取りまとめた（以下①および②は、R D 最終処分場問題行政対応検証委員会報告書からの一部抜粋）。

① 県の対応についての総合的な評価

ア 処分場の立地の特性についての認識

本件処分場は、栗東市小野地区の丘陵地に旧R D社により設置し、拡張されてきたもので、一般的に集落から離れた山林や原野等の設置とは異なり、新興住宅団地が隣接し、既存集落からも比較的近いところにある。

このため、県は、処分場周辺の住民からばい煙等の苦情があれば真摯に受け止めるとともに、近隣住宅地への生活環境上の支障が生じないように、保全への配慮が通常以上に必要な処分場であり、旧R D社に対する指導監督については厳しく対応すべきであるとの認識を持つべきであった。

イ 事業者に対する認識

当時、旧R D社については、県の許可後、法人格を取得して、前向きに事業に取り組む姿勢を持っており、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていたことが、職員ヒアリングで明らかになっている。これは、周辺住民からのばい煙やばい塵、悪臭に対する苦情があったり、違反行為はあったものの、県の行政指導には応じていることから、当時はまだ旧R D社が悪質であるとの認識は持っていなかった。

しかし、その後、住民からの批判があるように、不適正保管の問題のあった平成7年から8年以降は、旧R D社に対して厳しい認識を持ち、対応する姿勢を見直すべき時期に来ていたにもかかわらず、これまでどおりの対応が続けられていたことは、旧R D社に対する県の認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった一因ともなったのではないかと。

一方、最終処分場は受入量が多ければ多いほど経済的利益が大きくなり、県の使用前検査を済ませた後、許可時の底面より深掘りし、許可容量を超える廃棄物の持ち込みが行われやすいことから、県としては、旧R D社に対して指導監督を行うなど厳しい姿勢で臨むべきものであるとの認識を持つべきであった。

さらに、旧R D社は、産業廃棄物最終処分業の許可だけでなく、収集運搬業や中間処理業（焼却）、特別管理産廃物処分業の許可をそれぞれ取得し、以降、その許可品目を拡大しながら、同一場所で、廃プラスチック、ガラスくず等の安定型許可品目以外の汚泥、廃油、廃アルカリ、木くずなど多様な産業廃棄物の収集運搬や中間処理を取り扱うことになることから、最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が埋め立てられる可能性は高くなるとわれ、こうした認識に立って、県は指導監督する必要があったのではないかと。

ウ 指導監督権限の行使の妥当性

都道府県知事は、廃棄物処理法上の監督権限として報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令および許可の取消しの権限を付与されている。また、法的効果はないものの、廃棄物処理法上の監督権限を背景として、適宜必要な行政指導を行うことも可能である。

県は、現状把握の手段として任意の行政指導としての報告をたびたび旧R D社に求めているが、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される同法第18条に基づく報告の徴収については、平成12年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった。しかし、旧R D社の現状を的確に把握し、

監視するため、任意の報告徴収にとどまらず、積極的に法に基づく報告徴収を求めるべきであった。

また、立入検査については、県が定期的な立入検査を行っていたかは、必ずしも明らかではないが、定期的に旧R D社に立入検査を行い、処分場の残余容量の確認その他廃棄物処理法の遵守状況を確認し、記録を残すなどの対応が必要であったのではないかと考えられる。

一方、行政指導は、一般的に行政処分比べ、問題に対し迅速かつ柔軟に対応することが可能であることから、多用されている手段であり、産業廃棄物行政においても、環境省通知『行政処分の指針について』（平成17年8月12日付け環産発第050812003号）に「行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられる」との指摘がなされていることや、旧R D社に対して最初の行政処分である改善命令が発動された平成10年度における全国の産業廃棄物処理業者に対する行政処分は74件、産業廃棄物処理施設に対する行政処分は40件（旧厚生省「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成10年度実績）について」より）であったことから、全国的にも違反行為への対応が行政指導により行われていたケースが多いことが窺える。

旧R D社については、長年にわたり、種々の廃棄物処理法違反の行為が確認されているが、平成10年6月の改善命令の発動まで、一度も行政処分は行われておらず、この改善命令も同年5月の埋立終了後に行われたものであって、それまで違反行為の是正については行政指導の継続により対応している。このことについては、前記のとおり当時は行政指導による対応が全国的な傾向であったこと、国は、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について』（平成2年4月24日付け衛産第30号）において、必要な場合は積極的に行政処分を行うことを指導していたが、一方で具体的な処分基準を示していなかったこと、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可とは異なり、行政処分の要件の認定やその発動には一定の裁量があること等、一定考慮すべき事情もあるとしようものの、県は行政処分に消極的であったのではないかと考えられる。

県の個別の対応に対する評価の際に述べたとおり、旧R D社は違反行為を繰り返してきており、また、県の行政指導に従わないこともあった。これまでの旧R D社に対する指導記録等や対応方針が整備されて、もっと早期の段階で改善命令や業務停止命令を発動していれば、その後の旧R D社の姿勢が変わった可能性もあり、行政処分権限をより適切なタイミングで行使しなかったことが結果として事態を悪化させる一つの要因となったことは否めない。

このような県の対応が、旧R D社に対し、違反をしても、県の指導にある程度対応しておけば大丈夫だという誤った認識を植え付けてしまったとも考えられる。

エ 住民等との連携

旧R D社によるばい煙やばいじん、悪臭等の苦情やガス化溶融炉の導入問題に対する県の対応が十分でなく、住民と県との間に信頼関係が崩れたことにより、本来の地元で被害を受けた住民と権限を行使できる県が力を合わせて、旧R D社に対してその対応を求めていく形態から、いつしか、旧R D社への指導を強く県に求める住民と、旧R D社に対しては法令等の範囲内での指導監督しかできないとする県との間で溝が生じてしまい、連携による旧R D社への監視等の機能が十分働かなくなり、問題のスムーズな解決が難しくなってしまった。

このような状況にあって、少しでも問題を解消するためには、県が、この処分場は、住民が近接して生活しているため、生活環境の保全の必要性が高く、処分場の影響も受けやすいという立地の特性を認識し、旧R D社に対して旧R D社自身の住民に対する説明責任を果たすように指導するとともに、県としても情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要であった。

その上で、処分場の動きや地域のことは、地元住民が最も分かっていることから、地域から苦情や情報を行政対応に活かすという認識に立って、住民からの情報等をもっと真摯に受け止めるとともに、収集した情報の内容を十分検討する姿勢が必要であったのではないかと。

また、県は栗東市と、硫化水素ガス発生後、地下水等のモニタリング調査での監視活動の分担や、住民説明会の合同実施等の連携を行っており、平成18年3月には、定期的な会議として、R D問題対策県・市連絡協議会を設置するが、密接な連携を図るために、このような意見交換の場をもっと早い時期に設置してもよかったのではないかと。

オ 県の組織体制と内部対応

(7) 廃棄物行政の体制

平成元年度から平成8年度までは、本庁の廃棄物担当課では、平成5年度に不法投棄班が別に設置されているが、産業廃棄物担当は5名しか配置されておらず、当時、本庁が行っていた許可件数からみると、平成5年度以降は平成元年度の2倍以上となっていた。質、量ともに、膨大な廃棄物行政の事務を少ない人員でこなすなかで、ようやく平成9年度以降本庁では少しずつ増員され、また、平成13年度には、設置された各地域振興局に許可事務が本庁から移管され、体制の充実が図られるなど、行政改革の中であって、一定の対応がされているものの、それまでについては、当時の人員で本件事案の処分場の監視等の対応は十分でなく、必要な人員の確保に努めるべきであった。

(1) 組織内の対応

最終処分場問題は、長期間にわたっていることから、既に保存期間満了により廃棄されたものも多く、関係書類が現存しないことは必ずしも問題となるわけではないものの、保存期間の到来していない平成9年度の書類については、ほとんど保管されていないなど、書類の保管状況が十分とはいいがたく、それまでの具体的な経緯が分からなくなり、その後の指導監督にも支障をきたすおそれもある。

また、旧R D社に対して行政指導を行った記録は多数確認されたが、最終的にその指導結果については是正や改善を確認した旨の記録がない事例も散見された。このことから、人事異動等により担当者が交代した際の継続的な指導監督に支障をきたすおそれがあった。このように、旧R D社に対する指導や改善等の記録の作成、整理、適正な保管等の情報の共有化や引継ぎが十分でなく、また、検査指導対応マニュアルの整備が十分でなく、この状況では、旧R D社に対する過去の経過を踏まえたきめ細かい継続的な指導監督対応が十分できないのは明らかであり、事務処理の整備面で、十分な対応がなされていなかった。

(9) 県の対応に係る基本的な考え方

県は、必要な都度、調査や行政指導、行政処分を行い、旧R D社に是正させるなどして、一つひとつの問題に精一杯、着実に対応していくことを基本的な姿勢としていた。

平成 12 年には、硫化水素ガスや有害物質による住民不安を解消し、住民の安全を確保するために、処分場の実態解明と有害物の除去など適正な処理を求める請願が、県議会で採択された。このため、県は予備費で、地下水等委託調査および掘削委託調査を実施し、調査委員会による硫化水素発生原因調査も行われ、また、改善命令に基づき旧 R D 社により改善対策が進められたが、請願にある処分場全体の全容解明や有害物質の適正な処理までには至っていない。

結果として、旧 R D 社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということを基本原則としつつも、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも処分場の全容解明を含めた抜本的解決には至らないことを認識した上で、問題を長期化させないというような対応を検討すべきであったのではなかったか。

② 結論

以上のとおり、R D 最終処分場問題については、周辺地域に生活環境上の支障が生じたことの責任は、旧 R D 社にあることはいうまでもないが、県のこれまでの行政対応を検証すると、次のような点に問題があったと考えられる。

住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障への配慮が必要な処分場であるという特性の認識が十分持たれず、住民からの苦情等への対応が十分でなく、信頼関係が構築できなかった。また、旧 R D 社が行政指導に従っていたことから、比較的問題の少ない事業者という認識が持ち続けられ、県は旧 R D 社に対して基本的な認識が甘かった。また、県の組織体制として、人員増が行われた平成 9 年度頃より以前は、膨大な廃棄物行政の事務を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、旧 R D 社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となった。

このように、R D 最終処分場問題では、県の組織としての対応が十分であったとはいえ、旧 R D 社による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となった。

ゆえに、旧 R D 社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さもその遠因の一つとなっており、県に行政上の責任があることは否めない。このため、このようなことが二度と起こらないよう、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任がある。

(2) 検証委員会による再発防止策の検討

検証委員会は、前記の評価を踏まえ、次に掲げる事項についての再発防止策を示した（具体的内容は 3 (2) ②に記載）。

○職員の意識の研鑽

○指導監督体制の強化

指導監督権限の適正な行使

必要な情報の整備

執行体制の充実

○住民等との連携強化

3 追加検証委員会による検証の結果

検証委員会の検証対象期間の終了後、県は、R D最終処分場問題対策委員会を設置して対策工事の検討を行ったが、県は同委員会の推奨案と異なる案を対策として採用し、対策について県と旧R D最終処分場周辺の住民の間に合意が得られなかった。

その後、県と旧R D最終処分場周辺の住民の間に調査の方法、対策工法等について30回以上話し合いが行われるとともに、県は有害物調査検討委員会を設置して、専門家の助言も得つつ検討を進め、平成23年11月には一次対策工事について合意するに至った。

この間に3年余の時日が経過したことを受けて、追加検証委員会は次のとおり検証を行った。

(1) 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及に係る検証結果

行政代執行費用の求償その他の特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及の措置（第4章において記述）に係る追加検証委員会による検証の結果は、次のとおりであった。

納付命令に係る債権の回収については国税滞納処分の例による強制徴収が行われており、また、その他の事業者についても調査検討が進められているなど、現に責任追及のための措置が講じられているといえるが、県が入手している書類等のなかには個別の詳細な調査分析の対象となっていないものもあり、引き続き調査を行われない。

旧R D最終処分場における行政代執行には巨額の費用を要すると見込まれるなかで、当該代執行に係る産業廃棄物の不適正処分につき責任が認められる処分者等に対しては、最大限の負担を求めていくべきである。排出事業者の責任の追及には困難を伴うことも想定されるものの、旧R D社の関係者等からの回収も含め、法的に可能な最大限の措置を執るとの観点から、個別の対応の検討にあたっては、県庁内の債権徴収担当部局との連携はもとより法律実務に精通した外部の専門家の助力を得つつ進めていくなど、効果的な手法を講じて確実な回収に努められたい。

なお、追加検証委員会終了後の状況については、第4章において記述しているとおりであり、今後とも調査の実施、回収に努めてまいりたい。

(2) 再発防止策に係る追加検証委員会による検証の結果

検証委員会の報告書では、再発防止策として2(2)記載の項目について提案がなされたところである。県では、再発防止の施策を講じるに当たり、次に掲げる要綱を制定して方針を明らかにしているほか、検証委員会により示された個別の再発防止策に沿って取組を進めている。そのため、以下、これらの項目毎に、再発防止策に係る県の取組の状況および今後県が講じようとする措置ならびにそれらに対する追加検証委員会による検証の結果を示すこととする。

① 県の基本的な姿勢を示した要綱の制定、県が今後講じようとする措置およびこれらに対する追加検証委員会の検証の結果

【県の取組】

県では、検証委員会による検証結果を踏まえて措置を講ずるに当たり、産業廃棄物行政に係

る許認可、監視、指導および行政処分等についての県の姿勢を明示し、具体的措置の指針とするため、平成21年度に、告示形式により「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成21年滋賀県告示第77号）を制定した。

この中で、周辺地域の生活環境保全上の支障等が生ずることのないよう、処理業者等に対し適切な指導、助言および監督を行うこと、職員の資質の向上に努めることを県の責務として明示した。

また、前回の検証委員会の検証結果を踏まえて、特にR D最終処分場問題においては、許可品目外の廃棄物の処分が行われ、また、許可容量を大幅に超える処分が行われたことに対する県の対応が不十分であったことが重要な要素であったと考えられることから、立入検査その他の事業者に対するチェック機能の強化について重点的に対応する方針としたことを受け、同要綱において、個別の規定として、立入検査方針に基づく計画的な立入検査や住民からの通報等に応じた立入検査の実施その他の適切な立入検査に関する事項、文書による指導の原則、処分基準の策定、法の規制が直接及ばない小規模施設の設置や施設の変更に係る事項についての事前審査手続などの規定を定めた。

【県が今後講じようとする措置】

平成21年度に制定した滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱は、その後の組織目標等にも位置づけられ一定程度定着しているところであるが、この趣旨が、職員個人および組織の方針として十分浸透するよう、機会を捉えて対外的に明示することも含め、今後とも周知徹底を図る。

【追加検証委員会における意見および評価】

平成21年度に要綱を制定して、前回の検証委員会の検証結果も踏まえた県の姿勢を明らかにしたことは、必要な事項を定めたものとして評価できる。ただし、詳細の評価はこの規定を受けて実施する具体的措置に係る各論の評価と不可分でもあることから、以下の項目に示す個別の施策に関する意見および評価を併せて参照されたい。

【追加検証委員会終了後の状況】

担当職員への周知はもとより、平成23年度に策定した第三次滋賀県廃棄物処理計画において言及するほか、滋賀県の環境行政の状況について毎年公表する報告書にも記述を設けるなど、重要な規程と位置づけて浸透を図っている。

② 再発防止策として示された項目ごとの県の取組状況、県が今後講じようとする措置およびこれらに対する追加検証委員会の検証の結果

ア 職員の意識の研鑽に関する事項

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのため

には事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

【上記の指摘事項に係る県の取組】

○産業廃棄物アカデミー、九州環境技術創造道場への参加

職員を、環境省主催の「産業廃棄物対策研修」に参加させているほか、廃棄物問題の実務的な専門家育成を目標として少人数での研究・交流を行う「九州環境技術創造道場」に平成21年度から毎年参加させ、理工学的なテーマのほか、大規模不適正事案の問題に係る紛争の状況、リスクコミュニケーションといったテーマについて学ばせている。

○本庁地方機関間での事例研究、意見交換会の開催

本庁と地方機関の情報交換の措置として、平成21年度から「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」を月1回開催し、実務的な課題について検討、意見交換を行っている。

○近畿ブロック研修会への参加

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の各部会に参加して、環境省の支援の下、法の厳格な適用に役立つ実務上の知識などを得ている。

○本庁地方機関間での研修会の開催

環境関連部局の本庁と地方機関が参加して年4回開催している「環境担当職員実務研修」において、年1回ないし2回、廃棄物関係の規制を研修テーマに盛り込むこととし、職員がその講師を務めている。

○外部研修への講師としての出席

職員に、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの主催する研修会の講師も務めさせている。

【県が今後講じようとする措置】

各種研修への参加について、引き続き積極的な施策と位置づけて実施していくとともに、本庁と地方機関との連絡会や研修会についてもその充実を図る。

【追加検証委員会における意見および評価】

職員の意識の研鑽については、各種の研修の機会の拡充を通じて一定の対応を執っているものと認められる。ただし、産業廃棄物処理業等の指導監督には専門的な知見や経験が必要とされる部分が大きいと考えられるところ、自治体においては、定期的異動により職員の知識経験の蓄積が組織として継承されにくいことも懸念される。

この点、技術系の職員に関しては、職種の特性上、その異動の範囲は比較的限定されてい

るところであるが、一般行政職の職員についても異動や配置にあたり必要な配慮がなされるべきである。

【追加検証委員会終了後の状況】

平成24年度においても上記の研修等を継続して実施しているほか、現在実施中である一次対策工事の掘削現場の見学を中心に、不適正処分がなされた処分場の実情や県の指導の経緯等を確認し、併せて事案が拡大した際の対策の規模等を実感することを目的とする研修会を、化学職を主とする環境関連部局所属の県職員を対象として開催した。

イ 指導監督体制の強化

【検証委員会において示された再発防止策】

指導監督体制の強化

ア 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処理を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際には、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、日頃から法令の遵守状況等の定期的な報告により県内の事業者の全体的な状況を的確に把握し、立入検査を実施するなど、継続的で効果的な監視手法を検討することが必要である。また、職員が統一的で公正な指導ができるように、その具体的な方法などを明示した行政指導マニュアルを整備するとともに、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使し、県による不作為が生じないようにするために、国の行政処分指針に基づき、行政指導に従わない事業者や、指導には従うものの過去に同様の指導を繰り返している事業者に対する措置等を明記した行政処分マニュアルを整備することが必要である。

なお、策定したこれらのマニュアルについては、事業者にも周知することも必要である。

イ 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行っていくためには、個々の事業者ごとに、これまでの当該事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過や今後の対応方針を明確に記録整備したうえで、情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

また、指導監督権限の行使や不行使を意志決定する際には、その結論だけでなく、事実経過や根拠事由など意志決定の過程が明確となるような文書を残すことが必要である。

ウ 執行体制の充実

組織内体制として、当該処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、できるだけ配慮されることが望まれる。

【上記の指摘事項に係る県の実取組】

(7) 指導監督権限の適正な行使

継続的で効果的な監視手法に関する事項

○立入検査の年度計画等の策定、年間目標立入検査率の設定

立入検査の年度計画として、毎年度「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」を定め、重点目標を設定して検査を実施している。併せて、平成21年度以降、施設に対する立入検査率の目標を100%と設定し、それを達成している。

○立入検査に係るマニュアルの作成、立入検査票の設定

立入検査について、平成21年度に「産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領」を策定し、マニュアルとして使用している。また、これに併せて立入検査票を整備している。

○内規の策定による行政処分に係る具体の基準の設定

行政処分に係るマニュアルについて、平成21年度に「産業廃棄物処理業者等行政指導内規」を策定し、事実確認にあたっての法第18条に基づく照会の活用や、違反等のケースに応じた指導あるいは処分の方法・内容を規定している。そのほか、違反行為に対しては徒に指導を繰り返すことなく、躊躇なく行政処分を発する方針を明示している。

廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告の徴收件数

	平23年度	平22年度	平21年度	平20年度	平19年度
報告徴收件数	6	40	4	3	7

行政処分件数の実績

		平23年度	平22年度	平21年度	平20年度	平19年度
営業関係	産廃処理業の許可の取消し	7	11	13	7	3
	産廃処理業の全部停止命令					
	産廃処理業の一部停止命令					
施設関係	産廃処理施設の設置許可の取消し	1		1	1	
	産廃処理施設の改善命令					2
	産廃処理施設の使用停止命令					
改善	処分、保管、収集運搬に係る改善命令	1				1
措置命令	処分者等に対する措置命令				5	2
	排出事業者に対する措置命令					

(平成21年度から大津市管轄施設が分離)←

※1 「産廃処理業」には特別管理産業廃棄物に係るものを含む。

※2 平成23年度の実績は、追加検証委員会の検証対象期間終了後の状況である。

○処分基準の策定

違反行為に対する業の停止命令等について、処分の衡平性の確保および迅速な措置に資するよう、その期間の基準を定めている。

○スカイパトロールの実施

県および県警のヘリコプターを利用した空中監視により、重点監視対象の最終処分場の埋立状況を時系列的に把握するとともに、地上からでは把握しにくい区域外埋立て等の監視を実施している。

○路上抜き打ち検問の実施

単独および近隣府県との合同で、路上検問によるマニフェスト等の抜き打ち調査を実施している。

○休日、夜間を含む監視の実施

主として不法投棄の防止に関し、「不法投棄監視指導員」（非常勤嘱託）を設置するとともに、委託事業により、休日、夜間を含むパトロールを実施している。

○要綱、処分基準の県ホームページ上での公表

要綱、処分基準ともに施行日から滋賀県ホームページ上で公表している。

(1) 必要な情報の整備

○要綱等による規定整備

要綱、内規において、行政指導は文書（確認票、指導票）により行うこと、指導結果を記録し、保存することといった原則を規定し、実施している。

(ウ) 執行体制の充実

○専門的職員の増員その他の人員体制の強化

平成19年度には県職員の採用試験の区分として新たに環境行政職を設け、廃棄物行政分野にも配置している。

化学職と環境行政職からなる環境衛生指導員の配置について、主として本庁において増員してきている。

なお、一般行政部門の県職員の総数は近年一貫して減少しているところであり、また特に、平成21年度の大津市の中核市移行に伴い監視指導対象の事業所数が減少したことを考慮すると、そのような中でも産業廃棄物関係事務の職員数は概ね維持されており、相対的に手厚い配置となっている。

本庁および地方機関の廃棄物関係事務従事職員数の職種別の推移

年度	滋賀県庁 一般行政 部門 職員数	本庁合計 (本庁内訳網欄部分の合計)				地方機関 資源循環推進担当 (環境課)		本庁内訳 循環社会推進課														循環 調整 担当	ごみゼロ 支援担当		
		総 人員	行政 (警察) 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政職 員	化学 環境 行政	廃棄物指導担当				廃棄物監視取締対策室				最終処分場 特別対策室								
									総 人員	行政 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政 職員	警察 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政 職員	化学 環境 行政	土木 職員				
平19年度	3,453	20	13	5	2	46	23	23	7	2	4	1	6	3	3			7	5	1	1	6	7		
平20年度	3,333	23	12	7	4	45	21	24	9	3	5	1	6	3	3			8	3	2	3			6	5
平21年度	3,219	23	11	7	5	45	22	23	9	3	5	1	5	3	2			9	3	2	4			6	5
平22年度	3,134	21	11	6	4	45	23	22	9	3	5	1	5	3	2			7	3	1	3			6	5
平23年度	3,064	21	9	8	4	46	24	22	9	3	5	1	5	2	2	1		7	2	2	3	6	5		
平24年度	3,064	20	7	8	5	45	22	23	8	2	5	1	4	2	1	1		8	2	2	4	6	5		

※1 「地方機関」とは、地方機関に属する産業廃棄物関係の事務を所管する課(担当グループが分離している場合は当該グループのみ)の体制を表す。

※2 平成24年度の実績は、追加検証委員会の検証対象期間終了後の状況である。

○本庁による施設関係の一元的監視指導

平成21年度の大津市の中核市移行に伴う組織の見直しにおいて、監視指導対象施設の所管を、これまでの地域による所管分けから変更した。

最終処分場および焼却施設の施設関係の許可は本庁が所管することとし、処分業関係の許可事務は地方機関が所管することとともに、これらへの立入検査は共同して行うこととすることで、施設について、より専門的、横断的な観点からの監視等が行える体制に転換している。

○処理施設の新規・変更許可時のアセスメント結果の審査体制の拡充

産業廃棄物処理施設の新規許可・変更許可の際に提出されるアセスメントの結果の評価にあたり、本庁および各地方機関の監視指導担当者が会同して審査する連絡会議（「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」）を設置している。

○職員の専門的能力向上のための研修の実施（69ページに既述）

○非常勤嘱託職員の設置による人員の拡充

非常勤嘱託職員である「不法投棄監視指導員」を設置し、各地方機関に1人、計6人を配置している。

○委託事業による体制整備

警備会社への委託により、夜間・休日のパトロールの実施体制を強化している。

【県が今後講じようとする措置】

立入検査については、「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」において積極的な目標を定めるとともに、効果的な重点方針を定め、これを厳正に実施する。

また、積極的に人員の確保に努めるほか、嘱託員あるいは委託といった形での体制の拡充をより積極的に処理施設の監視業務に活用するなど、限られた人員の中で効率的な執行を行う方策を進める。

【追加検証委員会における意見および評価】

指導監督体制の強化については、特に立入検査について、その充実を図るため具体的な方法等を示したマニュアルを整備し、また、収集運搬業者の積替保管施設を含む県内の許可施設すべてを対象に、例外を設けることなく少なくとも年間1回は立入調査を実施することとしていることは、前回の検証の結果を踏まえた対応がなされているものと認められる。

ただし、不適正処分の把握に際しての実地の調査の重要性に鑑み、立入検査の拡充およびそのより効果的な実施に関して、今後とも一層の努力がなされるよう期待する。

行政処分に関しては、近年の件数比較では増加しているが、法制度の変更の影響や平成21年度の大津市の中核市移行に伴う対象施設の減少といった要素も考慮すると、定量的な評価はしにくいところである。ただし、最近の状況をみると、平成20年度には措置命令に従わない業者に対して処理施設設置許可の取消処分を行い、平成19年度には地元市からの連絡で発覚した排出者の処理基準違反について改善命令を発して是正させ、また、立入調査の結果判明した維持管理基準違反について処分業者に施設の改善命令を発して是正させているといった状況があること、さらに行政処分に携わる担当職員間での意見交換等の機会の拡充が図ら

れていることなどから、一定、積極的な対応が執られていることが窺われるところである。今後も、関係するマニュアルや規定の充実を進めるとともにその趣旨を徹底して、違反行為等に対しては厳正に対処されたい。

廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収については、前回の検証委員会の報告書においてその積極的な活用が求められているところであるが、その後の平成22年度には大幅な件数増加が見られるなど、その趣旨が反映されていると見ることができる。

なお、法の強制力を背景とした措置までは至らないケースについても、事業者に対して行った行政指導や指摘に関し、その記録等の整理、解析を通じて今後の事業者への指導に活用するなどして、不適正処分等の予防の観点からの早期の段階での指導監督の強化を図られたい。

執行体制の充実に関しては、環境衛生指導員の資格保持者の配置の強化がなされているほか、前回の検証委員会の報告書で不十分であったと指摘された平成9年度前の人員体制に比べて増員、強化がなされており、また、直近においても一般行政部門の職員総数の減少に比して相対的な人員体制の充実が見られるなど、必要な対応がなされているものと評価できる。

【追加検証委員会終了後の状況】

重点的検査事項の設定については、再発防止の観点から過去の問題事例を踏まえて設定しており、例えば平成24年度においては、中間処理と最終処分の両方の許可を有する処分業者において、中間処理対象の産業廃棄物が不適切に最終処分されていないかという点、および必要に応じて廃棄物データシート等による産業廃棄物の性状等の情報の提供を適切に受けているかという点を重点的検査事項としている。

平成23年度における廃棄物処理法第18条第1項に基づく照会の件数は8件、行政処分件数の実績は、許可の取消しが8件、改善命令が1件であった。

人員体制については、上記(ウ)の表記載の人員について前年度と比較すると、本庁においては、平成24年度の滋賀県警察における配置計画の見直しの影響により、警察から産業廃棄物行政所管部局への派遣職員が1名減員となっているものの、取締に当たっては引き続き警察本部との全面的かつ緊密な連携の下、不法投棄対策等を実施している。また、地方機関においては、平成24年度に環境行政を所管する地方機関が総合事務所の1部門から独立して単独事務所化された。総人員は1人減員となったものの、専門性を有する化学職は増員されている。

その他の事項についても、極めて厳しい県の行財政状況のなかであって、前述の県の取組を継続して実施している。

ウ 住民等との連携強化

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る

努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。

【上記の指摘事項に係る県の取組】

○行政処分の実態の公表

行政処分を行った場合、相手方および処分の内容を記者発表やインターネットで公表している。

○処分基準の公表

○一定の施設変更時の説明会開催等の指導

要綱に基づき、法令上の手続を要しない者についても、要綱に規定する場合には、計画の作成と審査、説明会の開催とその議事録の作成等、許可施設の新規設置に一部準じた手続を執るよう指導している。

○不法投棄対策での事業者との通報協力の協定

平成18年度以降、日本郵政公社その他の12事業者との間での通報協力に係る協定の締結している。

○不法投棄対策での「地域協働原状回復事業」の実施

民地に不法投棄された是正責任者不明の廃棄物の撤去について、地域住民、業界団体、県等が役割を分担し協力して実施する事業を、これまでに県内45団体との間で実施している。

○専用通報電話（不法投棄110番）の設置

○本庁と地方機関間での研修会の開催

○大津市との間での職員派遣および意見交換会

平成21年度の大津市の中核市移行に伴い、2年間にわたり職員を2名派遣し、支援するとともに情報を共有している。

また、大津市との間での情報交換を図るため、「産業廃棄物の処理に関する情報交換会」を開催している。

○本庁と地方機関間での担当者会議の開催

本庁、地方機関相互間での課題の共有、情報交換等を図るため、廃棄物担当の本庁と地方機関を対象に不法投棄担当者会議を年4回開催している。

○地方機関単位での主に不法投棄対策についての地域との連携

各地方機関単位で、市町や住民団体も参加する「地域ごみ対策会議」を設置している。

【県が今後講じようとする措置】

情報公開については、立入検査の結果や処理施設に係る測定データの公表など、一層積極的に公開することで透明性を高める。

県の説明責任を果たす観点からは、現在公開している要綱や基準等を活用し、県の産業廃

棄物行政についての方針を明示するとともに、住民の不安、疑問等に対して早期に解消するよう対応する。

また、住民からの情報に基づく立入検査等については、機会を捉えて通報制度についての情報を提供するほか、違反事実の覚知につながる情報等の入手について、より効果的に収集できる方策を研究する。

【追加検証委員会における意見および評価】

住民等との連携強化に関しては、行政処分についての情報提供や、地域連携事業といった取組がなされていると認められる。今後はさらに、違反発見者からの通報制度の周知その他の情報把握の措置に関し、一層の充実を図る方向で取り組まれない。

また、産業廃棄物に係る許認可権限のない大津市以外の市町との連携についても、違反事実の早期の発見につながるよう情報収集、情報交換等を積極的に行い、事案の早期解決に努められたい。

【追加検証委員会終了後の状況】

不適正処分に対する監視取締に当たっての県の情報収集の強化のため、公益通報者保護制度の普及啓発を図る観点から、平成24年度において、新たに産業廃棄物処理業者を対象とした研修会のテーマとして同制度を採り上げ、研修を実施した。

地域協働原状回復事業について、平成24年度において既に2件実施したほか、その他の事項についても県の取組の項に挙げた事業等を引き続き実施している。なお、大津市への職員派遣は所定の支援期間の満了により終了したが、個別の案件においてなお調整を要する事案も存することから、「産業廃棄物の処理に関する情報交換会」の場などを通じ実務的な協力関係の構築に努めている。

また、上記検証委員会からの提言のあった事項以外の取組として、平成24年度において、産業廃棄物の処理の適正化や県による処理状況の把握等に資するよう電子manifestの普及を図る観点から、県自身が実施することにより普及啓発の一助とするため、新たに、滋賀県発注の産業廃棄物処理において電子manifestを導入した。

そのほか、滋賀県で毎年開催している環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」において、排出事業者等への啓発のため、平成23年度から端末を用いた電子manifestの操作体験研修を解説と組み合わせて実施し、積極的な参加を得ているなど、事業者に対する啓発にも努めている。

4 検証委員会および追加検証委員会の検証を踏まえた県の対応

(1) 今後の対応の考え方

R D最終処分場問題に係る県のこれまでの対応については、検証委員会において、県の組織としての対応が十分であったとはいえず、県に行政上の責任があることは否めないとされたところであり、併せて、県には指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任があると指摘されたところである。

このことについては、既に県は検証委員会から示された再発防止策に関してその具体化のため

の措置を講じているところであり、前述のとおり、当該措置の内容および今後講じようとする措置について、追加検証委員会において検証がなされた。

その結果、総じて検証委員会の示した再発防止策は講じられているとの評価を受けた一方で、なお努力改善を要する点についても指摘を受けたところである。

県は、今後の措置を講ずるうえで、これら検証委員会および追加検証委員会の検証結果を真摯に受け止め、このようなことが二度と起こらないよう、指導監督体制の強化等の再発防止に関し、必要な措置を講ずることとする。

(2) 県が今後講じようとする再発防止策

県が今後講じようとする再発防止策については、3に記載している追加検証委員会において県が今後講じようとする措置として示した事項を実施してゆくことはもちろんであるが、これに加えて、追加検証委員会で提言のあった事項についても、今後、その具体化に向けた措置を講ずる。なかでも、検証委員会および追加検証委員会を通じて特に改善を要するとされた事項である指導監督体制の強化については、次のとおり措置を講ずることとする。

R D最終処分場問題に係る生活環境保全上の支障等の中心的なものは、安定型産業廃棄物最終処分場に安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が埋め立てられたことによる地下水汚染に関する支障等である。

このことについては、旧R D社からのばいじんの飛散や悪臭、同社による許可区域外の掘削などに関する付近住民等からの苦情や通報に際し、県はその都度立入検査を実施して必要な指導を行っているほか、定期的な立入検査も実施していたにもかかわらず、旧R D社による許可品目外の産業廃棄物の埋立て等の事実が長期間把握できなかったとの事実がある。

この教訓を踏まえた再発防止のための措置としては、施設の稼働状況の把握のための効果的かつ厳格な現地および帳簿類の確認を行うことが重要である。

そのため、現況確認のための立入検査について、過去の問題事例を踏まえた効果的な重点方針を定め、これを厳正に実施する。

また、施設の稼働状況に応じた柔軟な時間設定を行い立入検査を実施するなど、違反事実の発見に一層効果的な監視を行うための方策を講ずる。

さらに、検証委員会の報告書で示されたR D最終処分場問題における監視指導上の教訓として、旧R D社が最終処分業のほか中間処理業の許可をも併せ持つ事業者であり、安定型の最終処分を行う一方で、その区域内に中間処理施設をはじめ各種施設を設けて多様な産業廃棄物の保管や焼却を行うことから、適法に持ち込まれた許可品目外の廃棄物が違法に埋め立てられる可能性が想定されるという同社の特性をより強く認識すべきであったという点が挙げられる。

産業廃棄物処理業者の事業形態や立地条件は様々である。そのため、統一的なマニュアルを整備する一方で、個別の施設等について、その指導の経過や苦情の状況等とともに施設や事業の特性、周辺環境の特性等を踏まえた具体的な指導方針や留意事項を蓄積して、個々の事業者の潜在リスク等に則した監視指導が可能となるよう、その活用を図る。

第6章 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項

1 支障の除去等事業の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

(1) 周辺環境汚染防止対策の実施

支障除去等事業の実施にあたっては、第3章1(1)および(2)に記述したとおり、周辺環境保全や作業環境改善のための対策および、事業の実施に伴い発生する排水による公共用水域の汚染など周辺の生活環境への影響を防止するため、必要な措置を適宜講じる。

(2) 環境モニタリング調査の実施

支障除去等事業の実施に伴う周辺環境への影響および対策効果を把握するため、第3章1(5)に記述したとおり現場内および現場周辺においてモニタリング調査を実施し、対策工の影響およびその効果を確認する。

(3) 環境モニタリング結果への対応

モニタリング調査結果については、環境基準等それぞれの基準に基づいて評価し、基準を達成すべく措置する。

また、自治会住民等への説明やホームページ等により速やかな情報提供を行う。

2 作業安全の確保および緊急時の連絡体制の整備

支障除去等事業の実施にあたっては、対策工事に従事する作業員等の安全確保を図るため、粉じん、有毒ガス噴出など想定される事象に対して、事前の防護策や事後の対応策を明確にするため作業安全マニュアルを作成するとともに、作業員等への安全教育を徹底する。

また、事故および不測の事態により周辺環境への影響が生じるおそれがある場合に備えて、情報収集、被害拡大防止対策、復旧対策などについて迅速かつ適切に対応できるように、事前に周辺自治会、栗東市、国道事務所等、消防、警察に対する緊急時の連絡体制を整備する。

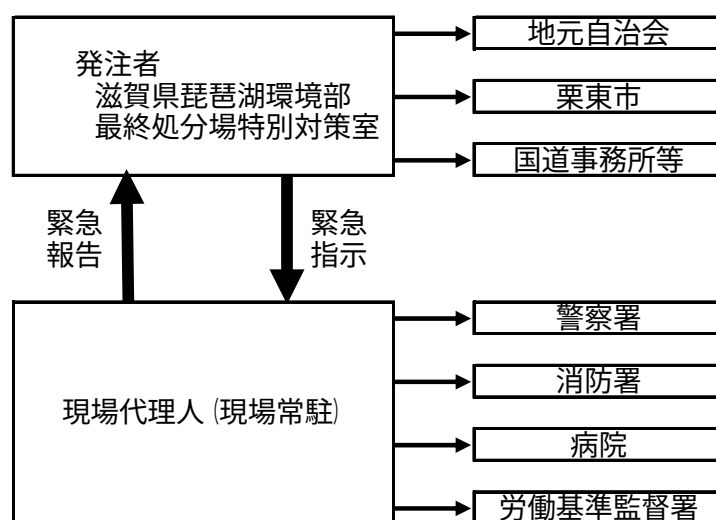


図 6-1 緊急時連絡体制

3 実施計画策定にあたって住民の意見等が反映される必要な措置

- (1) 周辺自治会との話し合いを月1回程度開催し、一次対策および二次対策の方針についての合意文書を取り交わした。
- (2) 関連自治体である栗東市に係る、県市連絡協議会を設置して意見交換を行うとともに、上記(1)の話し合いへの協力により情報共有を図った。
- (3) 有害物調査検討委員会を公開で開催するとともに、同委員会の検討および話し合いの内容ならびに水質モニタリングの結果などの関係情報をインターネットで公開する等、積極的な情報公開を行って自治会住民等の理解の増進を図った。

なお、今後も引き続き周辺自治会との話し合いや、栗東市との意見交換を行うとともに、会議の公開やモニタリング結果等の情報の公開を行うことにより、自治会住民等の理解と協力の増進に努める。

4 変更実施計画に対する滋賀県環境審議会および栗東市の意見

(1) 滋賀県環境審議会の意見

滋賀県環境審議会からは、平成24年12月10日に次のような意見をいただいた。

実施計画案については妥当である。

なお、次の意見について配慮するよう申し添える。

- (1) 工事中や工事後の周辺環境への影響をできる限り低減する対策を講じるとともに、効果確認のモニタリングや評価を行うこと。
なお、周辺環境への影響やモニタリング結果について周辺住民等に説明し協議する組織をつくるなど、リスクコミュニケーションに努めること。
- (2) 将来にわたって安心できるよう、現地の状況を十分把握し、硫化水素ガス対策や底面遮水等について確実な施工を行うこと。
- (3) 廃棄物の選別や汚染判定分析にあたっては、埋め戻し物の安全確保に十分配慮すること。
- (4) 事業経費内訳や工事執行状況等の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすこと。
- (5) 対策工事の進捗状況やモニタリングの状況等を定期的に当部会に報告すること。

(2) 栗東市の意見

地元栗東市からは、平成24年11月27日に次のような意見をいただいた。

- 1 対策工実施については、旧RD最終処分場周辺自治会（以下「周辺自治会」という。）との協定書および確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。
- 2 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の対策を確実に実施すること。
- 3 旧RD最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。
- 4 旧RD最終処分場跡地の利用に関しては、市および周辺自治会等と協議すること。

